

【第4回】

2021年7月28日に、当事務所主催の独占禁止法プラクティス・グループ
[独禁法セミナー 第4回] を会場開催いたしました。

テーマ：押さえておきたい最新の独禁法・下請法運用のトレンド
～令和2年度の公正取引委員会による独禁法・下請法
運用状況等の公表資料を踏まえて

講師：南部 利之

(元公正取引委員会事務総局審査局長、当事務所アドバイザー、
独占禁止法プラクティス・グループ・アドバイザー)

進行・質疑対応：向 宣明

(当事務所パートナー弁護士、
独占禁止法プラクティス・グループ・リーダー)

桃尾・松尾・難波法律事務所主催
独占禁止法プラクティス・グループ[独禁法セミナー 第4回]

押さえておきたい最新の独禁法・下請法運用のトレンド

～令和2年度の公正取引委員会による独禁法・下請法
運用状況等の公表資料を踏まえて

丸ビルカンファレンス(Room4)
2021年(令和3年)7月27日(火)14:00～

桃尾・松尾・難波法律事務所
アドバイザー 南部 利之



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

目次

1. 「令和2年度における独占禁止法違反事件の処理状況」(令和3年5月26日)を踏まえて
2. 「令和2年度における下請法の運用状況」(令和3年6月2日)を踏まえて
3. 「令和2年度における独占禁止法に関する相談事例」(令和3年6月9日)を踏まえて

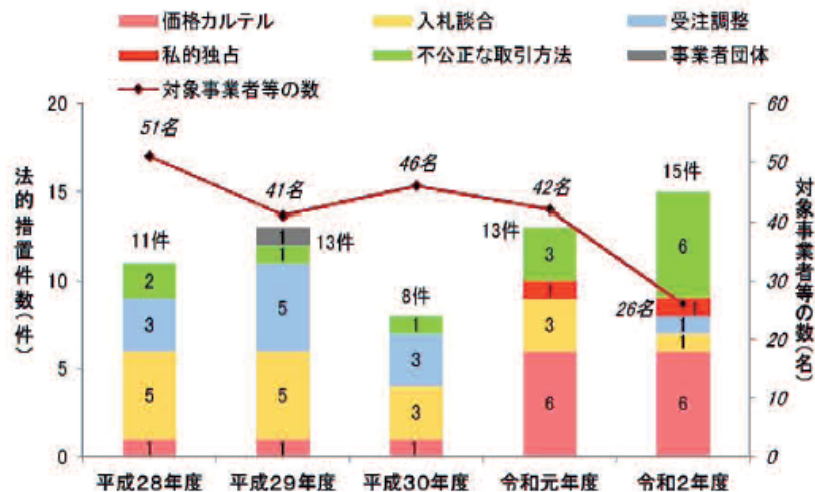


令和2年度における 独占禁止法違反事件の処理状況 (概要)

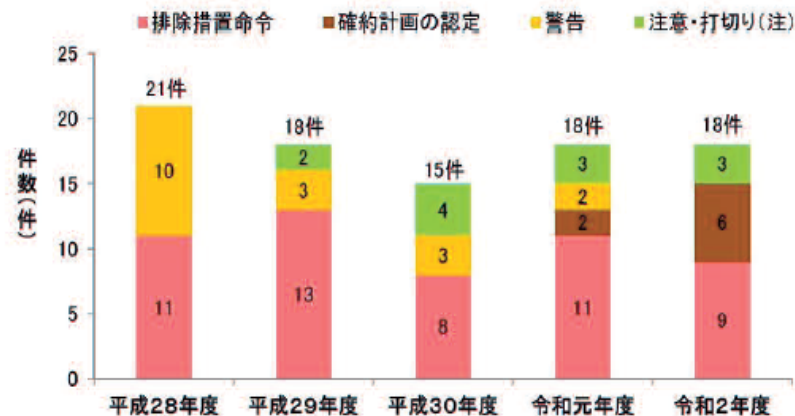
令和3年5月26日
公正取引委員会

◆法的措置15件(排除措置命令9件, 確約計画の認定6件)

法的措置件数等の推移



排除措置命令・確約計画の認定・警告等の件数の推移



(注) 事業の概要を公表したものに限り。

◆課徴金額約43.2億円

課徴金額等の推移

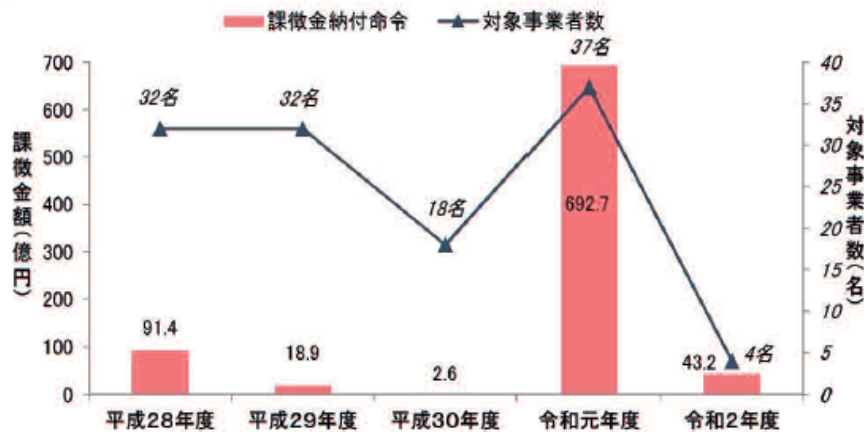
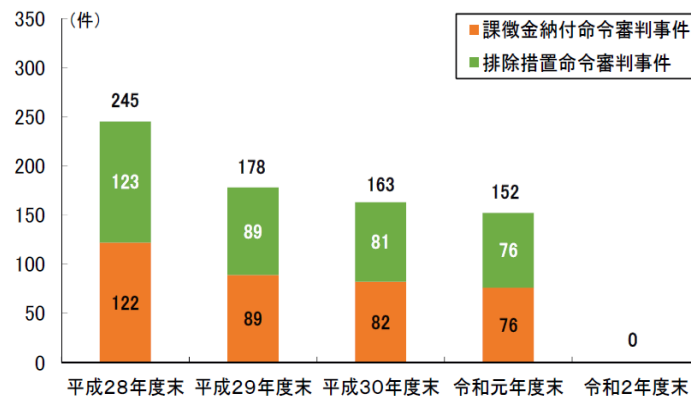


図7 審判係属事件数の推移



行為類型	件名等
私的独占	・マイナミ空港サービス株式会社に対する件(令和2年7月排除措置命令, 令和3年2月課徴金納付命令)
価格カルテル	・愛知県立高等学校の制服の販売業者に対する件(令和2年7月排除措置命令6件)
入札談合	・山形県が発注する警察官用制服類の入札等の参加業者に対する件(令和2年6月排除措置命令・課徴金納付命令)
受注調整	・東海旅客鉄道株式会社が発注するリニア中央新幹線に係る品川駅及び名古屋駅新設工事の指名競争見積の参加業者に対する件(令和2年12月排除措置命令・課徴金納付命令)
不公正な取引方法	<ul style="list-style-type: none"> ・クーパービジョン・ジャパン株式会社に対する件(令和2年6月確約計画の認定) ・ゲンキー株式会社に対する件(令和2年8月確約計画の認定) ・アマゾンジャパン合同会社に対する件(令和2年9月確約計画の認定) ・株式会社シードに対する件(令和2年11月確約計画の認定) ・ビー・エム・ダブリュー株式会社に対する件(令和3年3月確約計画の認定) ・日本アルコン株式会社に対する件(令和3年3月確約計画の認定)

◆ 独立行政法人地域医療機能推進機構が発注する医薬品の入札談合事件

- ① 医薬品卸売業を全国的に行う業界上位の事業者により行われたものであること
- ② 医療保険制度の下で保険料を負担する国民全てに多大な影響を及ぼすものであること
- ③ 受注調整の対象とされた入札の落札金額の合計が大きいこと
- ④ 被告発会社又はそのグループ会社は過去にも公正取引委員会の行政処分を受けていること

⇒ 3社7名を検事総長に告発(令和2年12月)

(2) 令和2年度における注意のうち、公表したもの

違反被疑行為	件名	概要
競争者に対する取引妨害	株式会社電通に対する件 (令和2年12月注意)	株式会社電通は、東京都に所在する持続化給付金事業の事務局において、委託先事業者のうち、当該事業の申請サポート会場運営業務の取りまとめを担当する2社に対し、特定の事業者（以下「特定事業者」という。）が家賃支援給付金事業を受注した場合、委託先事業者が特定事業者から家賃支援給付金事業の申請サポート会場運営業務を受託すれば、今後株式会社電通は当該委託先事業者と取引をしない旨を発言するとともに、当該発言の内容を他の委託先事業者に伝達するように指示した。このような株式会社電通の行為は、独占禁止法第19条（不公正な取引方法第14項【競争者に対する取引妨害】）の規定の違反につながるおそれがある。

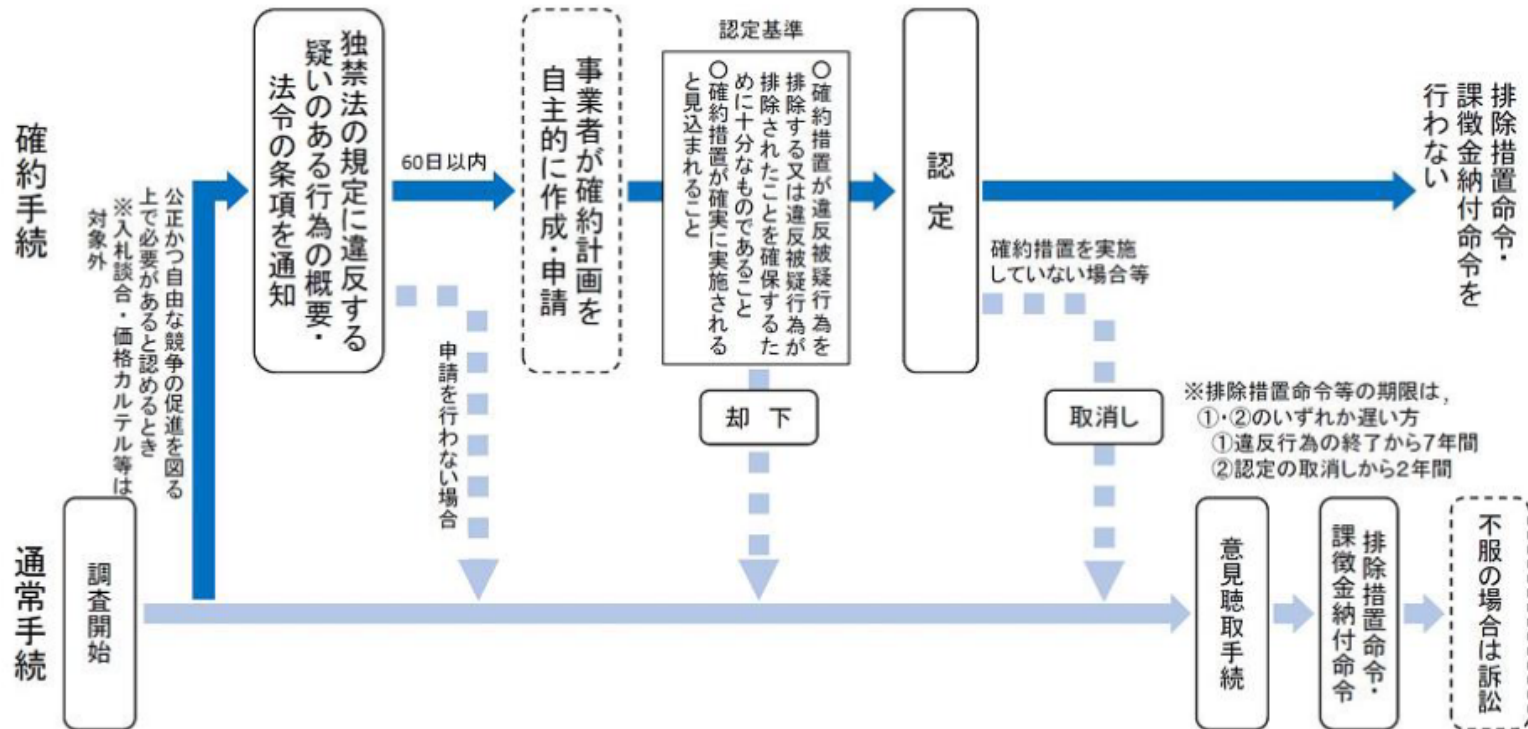
(3) 令和2年度における自発的な措置に関する公表

違反被疑行為	件名	概要
私的独占差別対価不当廉売拘束条件付取引競争者に対する取引妨害	大阪瓦斯株式会社に対する件 (令和2年6月公表)	公正取引委員会は、大阪瓦斯株式会社が、同社の供給区域における大口供給地点向けの導管を通じたガス供給分野において、 ① 供給価格を不当に低くする又は競争者との競合が生じた場合のみ低くすること ② 需要家との間で、複数の大口供給地点への供給を条件として割引を適用する旨の契約（以下「包括契約」という。）を締結し、需要家が包括契約の期間中に各供給地点向け供給契約（以下「個別契約」という。）のうち一つでも中途解約する場合は契約開始から中途解約までの間に割り引いた額の全額を返戻させる旨の条件を付すこと ③ 需要家が大口供給地点に係る個別契約を中途解約した場合、契約で定める額の金銭を支払わせる旨を取引条件とすること により、競争事業者を不当に排除している疑いがあったことから、大阪瓦斯株式会社に対し、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、①については独占禁止法に違反する行為があるとは認められなかったこと、②及び③については本件審査の過程において大阪瓦斯株式会社から契約の一部を改定するなどの申出がなされたこと等から、本件審査を終了することとした。
共同の取引拒絶	日本プロフェッショナル野球組織に対する件 (令和2年11月公表)	公正取引委員会は、日本プロフェッショナル野球組織が、「新人選手が、新人選手選択会議（以下「ドラフト会議」という。）前に12球団による指名を拒否し、又はドラフト会議での交渉権を得た球団への入団を拒否し、外国球団と契約した場合、外国球団との契約が終了してから高卒選手は3年間、大卒・社会人選手は2年間、12球団は当該選手をドラフト会議で指名しない。」との申合せにより、構成事業者である12球団に対して特定の選手との選手契約を拒絶させている疑いがあったことから、所要の審査を行ってきたところ、日本プロフェッショナル野球組織から、改善措置を自発的に講じた旨の報告があり、その内容を検討したところ、当該疑いを解消するものと認められたことから、本件審査を終了した。



- ◆ 確約計画の認定により、速やかな競争秩序の回復を実現
- ◆ 令和2年度に認定した確約計画のうち、次の3件の中には、これまでの類似事件に係る排除措置命令では命じられていない措置が盛り込まれた
 - これまでの類似事件に係る排除措置命令では命じられていない措置
 - ・ ゲンキー株式会社に対する件
 - ・ アマゾンジャパン合同会社に対する件
 - ⇒ 納入業者への返金(金銭的価値の回復)
 - ・ ビー・エム・ダブリュー株式会社に対する件
 - ⇒ 合理的な根拠に基づいた販売計画台数案の策定やディーラーとの十分な協議を経た上で合意することなどを内容とするガイドラインの策定
 - ⇒ 従業員への十分な教育の実施
 - ⇒ デイラーからの外部通報窓口の設置

独占禁止法の概要③(確約手続の流れ)



【参考1】公正取引委員会の確約手続に関する規則（平成29年1月25日公布，令和2年12月25日改定）

- 確約手続の細則について制定したもの。次のような点を規定。
 - ✓ 確約手続の申請に係る通知は、送達により行う。
 - ✓ 確約計画の認定申請は、所定の様式により提出する。
 - ✓ 公正取引委員会が申請の却下・認定の取消しを決定する場合、その却下・取消しの理由を決定書に記載する。

【参考2】確約手続に関する対応方針（平成30年9月26日公表，令和2年12月25日改定）

- 確約手続に係る法運用の透明性・事業者の予見可能性を確保する観点から策定したもの。次のような点を記載。
 - ✓ 入札談合、価格カルテル等は、確約手続の対象としない。
 - ✓ 確約措置の典型例として、違反被疑行為を取りやめること、コンプライアンス体制を整備すること、履行状況を報告すること等が考えられる。
 - ✓ 確約計画認定後に認定確約計画を公表する。

- ◆ 優越的地位の濫用行為に厳正に対処するほか、未然防止の観点から効率的かつ効果的に処理
 - 確約手続による処理
 - ・ ゲンキー株式会社に対する件
 - ・ アマゾンジャパン合同会社に対する件
 - ・ ビー・エム・ダブリュ株式会社に対する件
 - 「優越的地位濫用事件タスクフォース」による調査
- ⇒ 問題のみられた小売業者，卸売業者，宿泊業者等に注意

(単位:件)

年度	H28	H29	H30	R元	R2
注意件数	48	49	56	29	47

- ◆ 未然防止の観点から迅速に対処
 - 酒類, 石油製品, 家電製品等の小売業に係る申告は, 原則2か月以内に処理する方針
 - 不当廉売につながるおそれがある事案に対し注意

(単位:件)

年度	H28	H29	H30	R元	R2
酒類	420	96	22	63	9
石油製品	732	352	194	162	115
家電製品	1	4	0	2	0
その他	2	5	11	8	12
合計	1,155	457	227	235	136

申告件数の推移

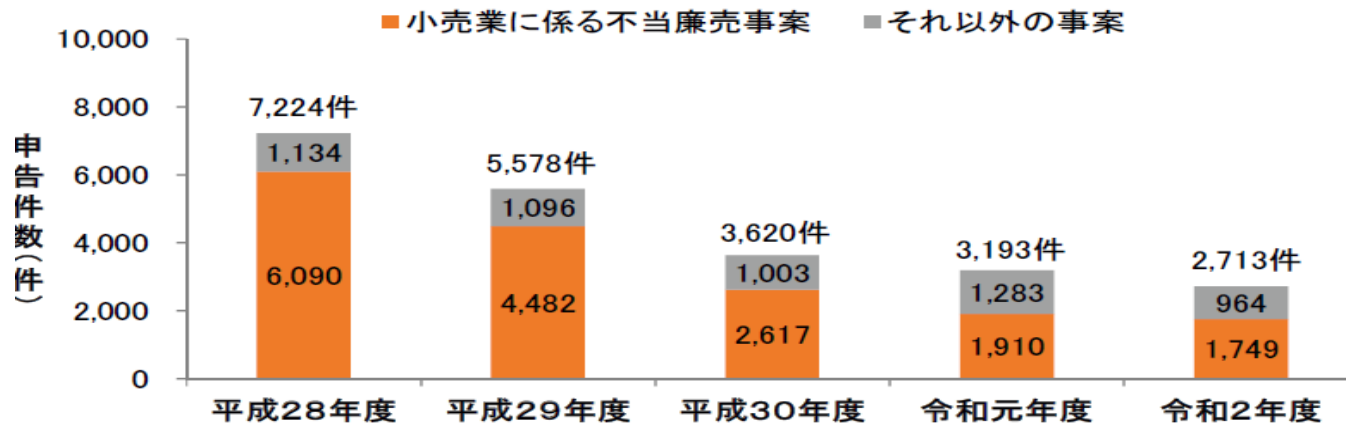


表1 課徴金減免申請件数の推移

年度	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 元	R 2	(単位：件) 累計 (注5)
申請 件数	1 2 4	1 0 3	7 2	7 3	3 3	1, 3 4 3

(注5) 課徴金減免制度が導入された平成18年1月4日から令和3年3月末までの件数の累計。

表2 課徴金減免制度の適用状況

年度	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 元	R 2	(単位：件, 延べ事業者数) 累計 (注8)
課徴金減免制度の適用 が公表された法的措置 件数(注6)(注7)	9	1 1	7	9	8	1 5 3
課徴金減免制度が適用 された事業者数(注8)	2 8	3 5	2 1	2 6	1 7	3 9 1

2. 調査協力減算制度の概要



適用される減免率

調査開始	申請順位	申請順位に応じた減免率 (課徴金減免制度)		事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率 (調査協力減算制度)		適用される減免率
前	1位	全額免除	+	※1 最大40%	=	全額免除
	2位	20%				最大60%
	3～5位	10%				最大50%
	6位以下	5% ※2				最大45%
後	最大3社 (調査開始日前を含め 最大5社まで)	10%	+	最大20%	=	最大30%
	上記以下	5% ※2				最大25%

※1 調査開始日前1位の課徴金減免申請者は、調査協力減算制度の対象とならない。

※2 課徴金減免申請者数の上限は撤廃された。

令和2年度における独占禁止法違反事件の処理状況について(ポイント)

国民生活に影響の大きい私的独占・価格カルテル・入札談合・受注調整に厳正に対処（刑事告発1件，課徴金額約43億円）

価格カルテル

- ◆ 愛知県立高等学校の制服の販売業者による価格カルテル事件（令和2年7月 排除措置命令）

入札談合・受注調整

- ◆ 山形県が発注する警察官用制服類の入札等の参加業者による談合事件（令和2年6月 排除措置命令及び課徴金納付命令）
- ◆ 独立行政法人地域医療機能推進機構が発注する医薬品の入札談合事件（令和2年12月 告発）
- ◆ 東海旅客鉄道株式会社が発注するリニア中央新幹線に係る品川駅及び名古屋駅新設工事の指名競争見積の参加業者による受注調整事件（令和2年12月 排除措置命令及び課徴金納付命令）

私的独占

- ◆ マイナミ空港サービス株式会社による私的独占事件（令和2年7月 排除措置命令，令和3年2月 課徴金納付命令）
- ◆ 大阪瓦斯株式会社による私的独占等被疑事件（令和2年6月 自発的な措置）

確約制度の運用による迅速かつ効果的な対応

- ◆ クーパービジョン・ジャパン株式会社による小売業者に対する拘束条件付取引被疑事件（令和2年6月 確約計画の認定）
- ◆ 株式会社シードによる小売業者に対する拘束条件付取引被疑事件（令和2年11月 確約計画の認定）
- ◆ 日本アルコン株式会社による小売業者に対する拘束条件付取引被疑事件（令和3年3月 確約計画の認定）

不公正な取引方法

社会的ニーズに的確に対応した多様な事件に厳正かつ積極的に対応

中小事業者等に不当な不利益をもたらす優越的地位の濫用や不当廉売などに迅速に対応

不当廉売

- ◆ 酒類，石油製品等の小売業について136件の注意

優越的地位の濫用

- ◆ 優越的地位濫用事件タスクフォースによる効率的かつ効果的な審査
・47件の注意

確約制度の運用による迅速かつ効果的な対応

- ◆ ゲンキー株式会社による優越的地位濫用被疑事件（令和2年8月 確約計画の認定）
- ◆ ビー・エム・ダブリュー株式会社による優越的地位濫用被疑事件（令和3年3月 確約計画の認定）
- ◆ アマゾンジャパン合同会社による優越的地位濫用被疑事件（令和2年9月 確約計画の認定）

- ◆ 日本プロフェッショナル野球組織が構成事業者に共同の取引拒絶をさせている疑い（令和2年11月 自発的な措置）
- ◆ 株式会社電通が新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けている中小企業等のための家賃支援給付金事業における競争者に対して取引妨害をしていた疑い（令和2年12月 注意）

IT・デジタル関連分野，人材関連分野，新型コロナウイルス感染症関連分野における取組



令和2年度における下請法の運用状況及び 企業間取引の公正化への取組

令和3年6月2日
公正取引委員会

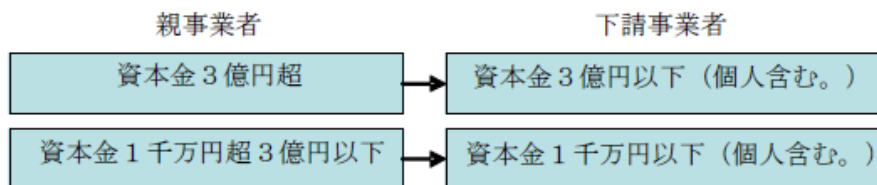
下請法は、下請取引の公正化・下請事業者の利益保護を図るため、下請代金の支払遅延、減額等の親事業者の不当な行為を禁止している。

1 目的（第1条）

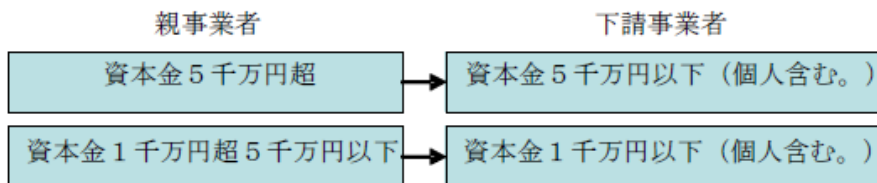
下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

2 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

- (1) 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成委託（プログラム作成に係るもの）・役務提供委託（運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るもの）



- (2) 情報成果物作成（プログラム作成に係るものを除く。）
・役務提供委託（運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るものを除く。）



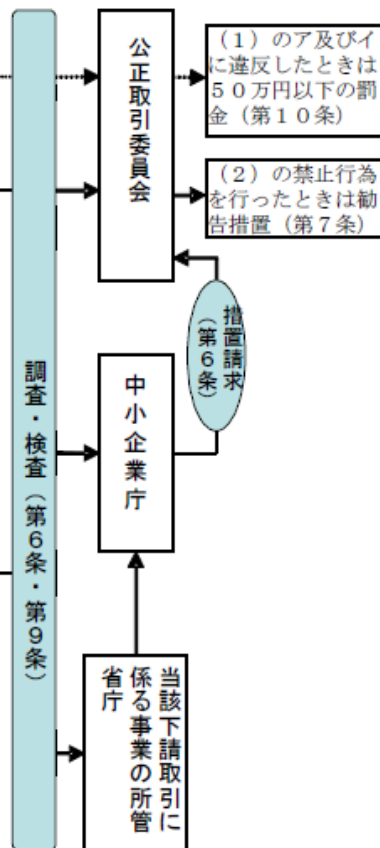
3 親事業者の義務及び禁止行為並びに排除措置

(1) 義務

- ア 書面の交付義務（第3条）
- イ 書類作成・保存義務（第5条）
- ウ 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- エ 遅延利息の支払義務（第4条の2）

(2) 禁止行為

- ア 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- イ 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- ウ 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- エ 返品禁止（第4条第1項第4号）
- オ 買ったときの禁止（第4条第1項第5号）
- カ 購入強制・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- キ 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- ク 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- ケ 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- コ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- サ 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）



1 勧告・指導件数過去最多
(8,111件)

2 新型コロナウイルス事案, 働き方改革関連事案や金型事案, フリーランス事案についても積極的に対処

[単位:名]

年 度	親事業者調査	下請事業者調査	合計
令和2年度	60,000	300,000	360,000
製造委託等(注1)	36,128	196,879	233,007
役務委託等(注2)	23,872	103,121	126,993
令和元年度	60,000	300,000	360,000
製造委託等	35,810	200,190	236,000
役務委託等	24,190	99,810	124,000
平成30年度	60,000	300,000	360,000
製造委託等	39,175	211,741	250,916
役務委託等	20,825	88,259	109,084

(注1)製造委託等:製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

(注2)役務委託等:情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

[単位:件]

年度	新規着手件数(注1)				処理件数				
	書面調査	申告	中小企業庁 長官からの 措置請求	計	措置			不問	計
					勧告	指導(注2)	小計		
令和2年度	8,291	101	1	8,393	4	8,107	8,111	222	8,333
製造委託等	5,450	59	1	5,510	3	5,340	5,343	139	5,482
役務委託等	2,841	42	0	2,883	1	2,767	2,768	83	2,851
令和元年度	8,360	155	0	8,515	7	8,016	8,023	292	8,315
製造委託等	5,725	100	0	5,825	7	5,524	5,531	179	5,710
役務委託等	2,635	55	0	2,690	0	2,492	2,492	113	2,605
平成30年度	7,757	141	0	7,898	7	7,710	7,717	382	8,099
製造委託等	5,276	84	0	5,360	7	5,250	5,257	256	5,513
役務委託等	2,481	57	0	2,538	0	2,460	2,460	126	2,586

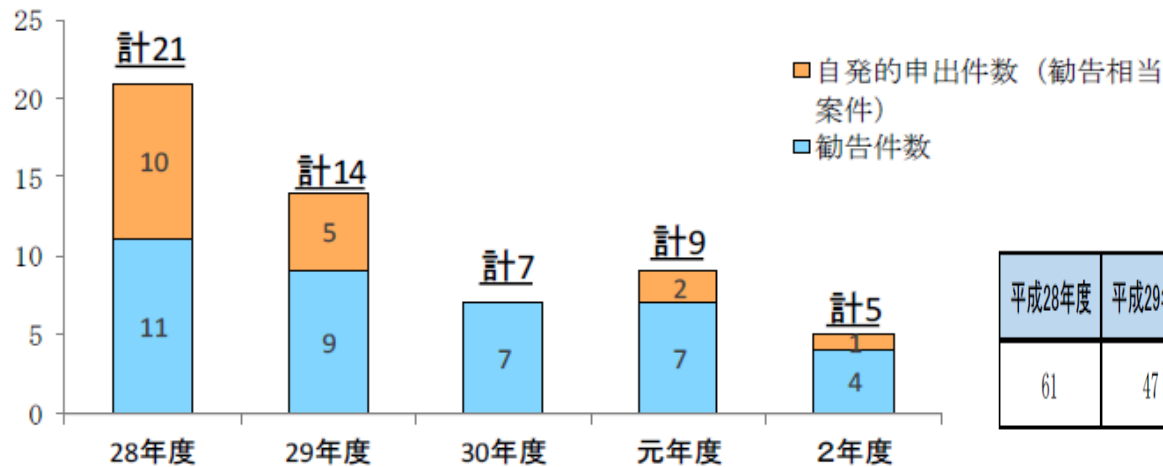
(注1)新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

(注2)指導件数には違反のおそれのある行為に対する指導件数を含む。

○勧告・指導件数等の推移

勧告件数及び自発的申出件数（勧告相当案件）の推移

[単位：件]

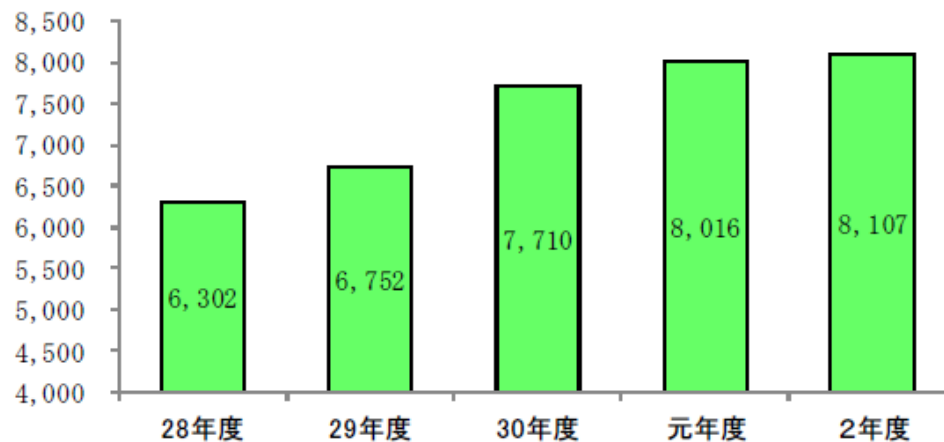


[単位：件]

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
61	47	73	78	24

指導件数の推移

[単位：件]



令和2年度における勧告事件

① (株)リーガルコーポレーションに対する件 (令和2年4月10日)	
親事業者	(株)リーガルコーポレーション (本社 千葉県)
事業内容	紳士靴, 婦人靴等の製造販売
下請取引の内容	紳士靴, 婦人靴等並びにその部材の製造
違反行為の概要 (期間)	【返品 (第4条第1項第4号)】 下請事業者から紳士靴, 婦人靴等並びにその部材 (以下「商品等」という。)を受領した後, 当該商品等に係る品質検査を行っていないにもかかわらず, 当該商品等に瑕疵があることを理由として, 下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに, 当該商品等を引き取らせていた (平成30年8月～令和元年10月)。
返品金額	下請事業者26名に対し, 総額1147万4218円

② (株)コモディイイダに対する件 (令和2年6月18日)	
親事業者	(株)コモディイイダ (本社 東京都)
事業内容	食料品, 日用雑貨品等の販売
下請取引の内容	食料品等の製造
違反行為の概要 (期間)	【下請代金の減額 (第4条第1項第3号)】 次のアからウまでの額を下請代金の額から差し引くことにより, 下請代金の額を減じていた。 ア 「リベート」 ^(注1) の額 (平成29年1月～平成30年7月) イ 「POP代」 ^(注2) の額 (平成29年1月～平成30年1月) ウ 下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際に, コモディイイダが実際に金融機関に支払う振込手数料を超える額 (平成29年1月～令和2年2月)
減額金額	下請事業者14名に対し, 総額1635万36円 【勧告前に返還済み】
備考	中小企業庁長官からの措置請求案件

(注1) 下請事業者の取り扱う商品の取引増大に努力するためとして下請代金の額に一定率を乗じて得た額を徴収したものの。

(注2) プライスカード広告の作成費用等として差し引いていたもの。



③ (株)フジデンに対する件 (令和2年7月30日)	
親事業者	(株)フジデン (本社 大阪府)
事業内容	家電製品の配送及び設置
下請取引の内容	家電製品の配送及び設置
違反行為の概要 (期間)	【下請代金の減額 (第4条第1項第3号)】 次のア及びイの額を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 ア 「CS管理費」 ^(注1) の額 (平成29年9月～平成30年11月) イ 「防犯カメラ代」 ^(注2) の額 (平成29年9月～平成30年12月)
減額金額	下請事業者12名に対し、総額2882万6725円 【勧告前に返還済み】

(注1) 顧客満足度向上のための(株)フジデンにおける取組に要する費用として徴収した金銭のこと。

(注2) 実施には利用実態がなく、費用が発生していない防犯カメラに係る費用として徴収した金銭のこと。

④ マツダ(株)に対する件 (令和3年3月19日)	
親事業者	マツダ(株) (本社 広島県)
事業内容	自動車等の製造販売
下請取引の内容	自社が販売する自動車等の原材料たる資材 ^(注1) の製造
違反行為の概要 (期間)	【不当な経済上の利益の提供要請の禁止 (第4条第2項第3号)】 次のア及びイの行為により、自己のために経済上の利益を提供させることによって、下請事業者の利益を不当に害していた。 ア 提供させる金銭の算出根拠及び用途について明確にせず、「手数料」 ^(注2) として、金銭を提供させ、当該金銭に対応する何らの給付又は役務を提供することなく、自社の事業に係る各種取引の支払等に充てていた。(平成30年11月～令和元年10月) イ 前記アの「手数料」を自社の指定する金融機関口座に振り込ませる方法で提供させた際に、振込手数料を支払わせていた。
利益提供金額	下請事業者3名に対し、総額5112万3981円 【勧告前に返還済み】

(注1) 鋼鉄を棒状やコイル状に加工したもの。ボルト、ナット等の自動車部品に加工される。

(注2) 上記の下請取引とは異なる「管理自給」と呼ばれる、マツダ(株)向けの自動車部品を製造する部品メーカーと当該部品メーカーに資材を納入する下請事業者との間の資材取引に係る取引実績を基に算出されるものである。





○下請法違反実例

1 新型コロナウイルス感染症に関連するもの

○企業等から受託した職員研修の講師業務を下請事業者に再委託している社員教育受託会社A社（本社東京都）は、新型コロナウイルス感染防止を理由に取引先から講師派遣をキャンセルされたことを理由として、下請事業者が生じた費用を負担することなく、下請事業者への発注を取り消していた。

このような行為は、下請法が禁止する不当な給付内容の変更及び不当なやり直しに該当するおそれがある。

2 働き方改革に関連するもの

○システムキッチンの取付け作業を下請事業者に委託している住宅設備機器製造販売会社G社（本社千葉県）は、下請事業者に委託した作業がG社側に生じた事情でできなくなったにもかかわらず、そのことによって下請事業者が生じた費用を負担していなかった。また、当該作業を後日、土曜日、日曜日又は祝日に委託していた。

このような行為は、下請法が禁止する不当な給付内容の変更及び不当なやり直しに該当するとともに、下請事業者の働き方改革を妨げるものである。

3 金型に関連するもの

○金型の製造を下請事業者に委託しているプラスチック製品製造会社J社（本社東京都）は、自社が所有権を持つ金型を下請事業者に貸与して製品の製造を委託しているところ、長期間使用されない金型を無償で保管させている。

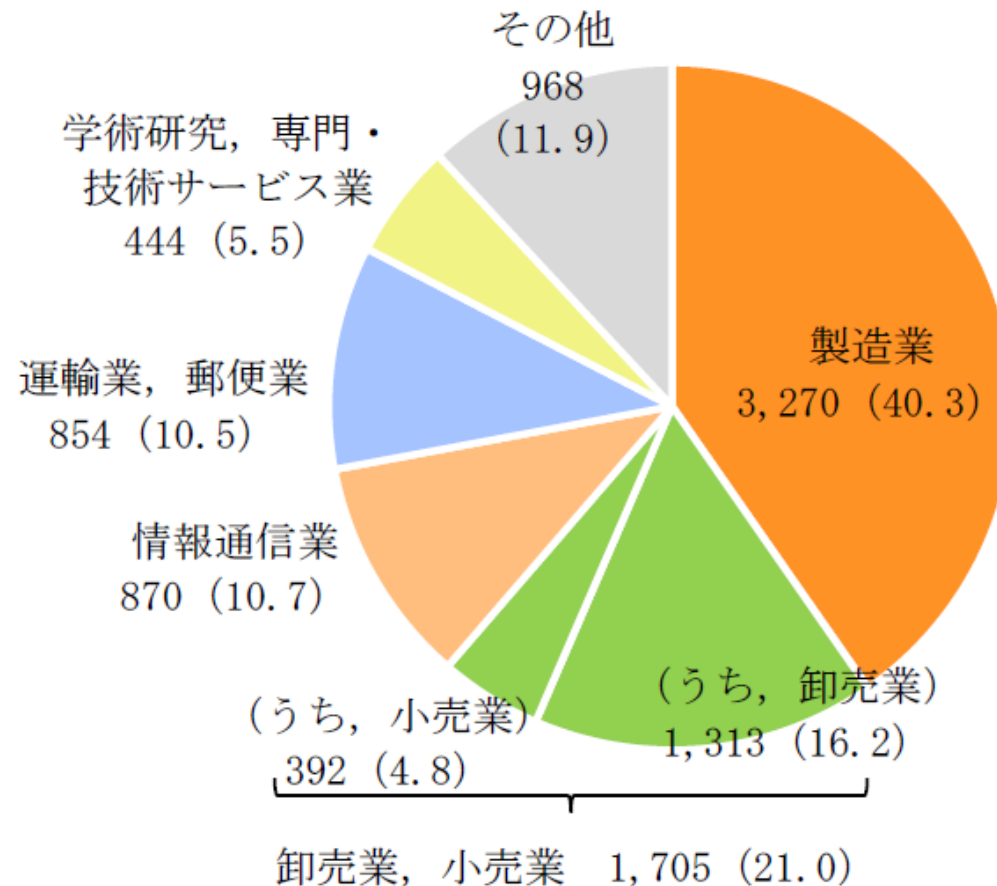
このような行為は、下請法が禁止する不当な経済上の利益の提供要請に該当するおそれがある。

4 フリーランスに関連するもの

○アニメーションの企画・制作業務を個人事業者等の下請事業者に委託しているアニメーションの企画・制作会社K社（本社東京都）は、発注時に発注内容等を記載して下請事業者に交付すべき書面を交付していなかった。

このような行為は、下請法の書面の交付義務に違反するものである。

[単位:件, (%)]



(注1)業種は、日本標準産業分類大分類による。

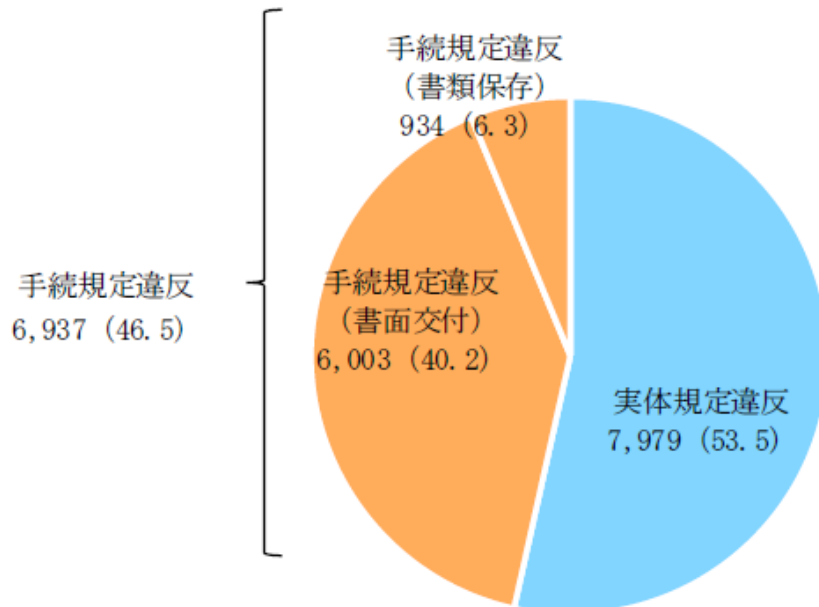
(注2) ()内の数値は勧告・指導件数全体に占める比率である。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。以下同じ。



○類型別件数(14,916件)の内訳, 実体規定違反件数(7,979件)の行為類型別内訳

類型別件数 (14,916件) の内訳

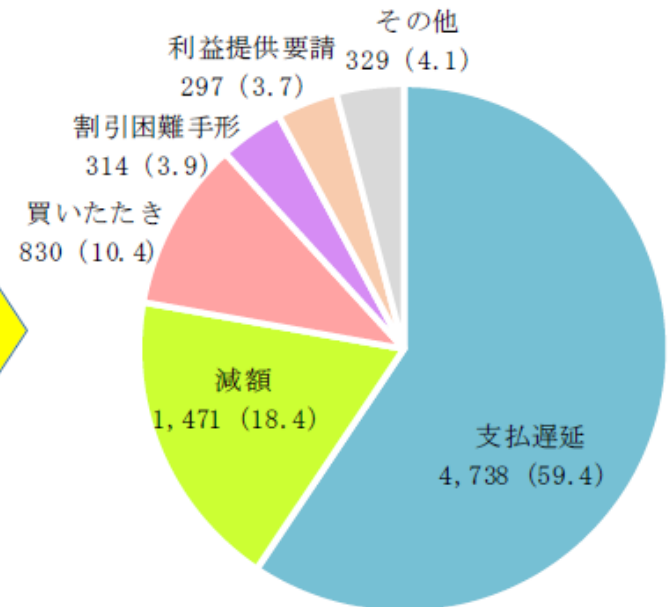
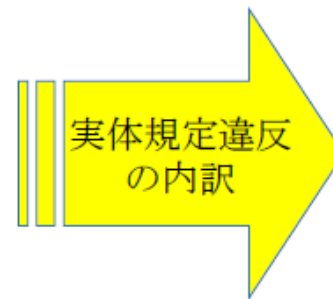
[単位: 件, (%)]



(注) ()内の数値は類型別件数の合計に占める比率である。

実体規定違反件数 (7,979件) の行為類型別内訳

[単位: 件, (%)]



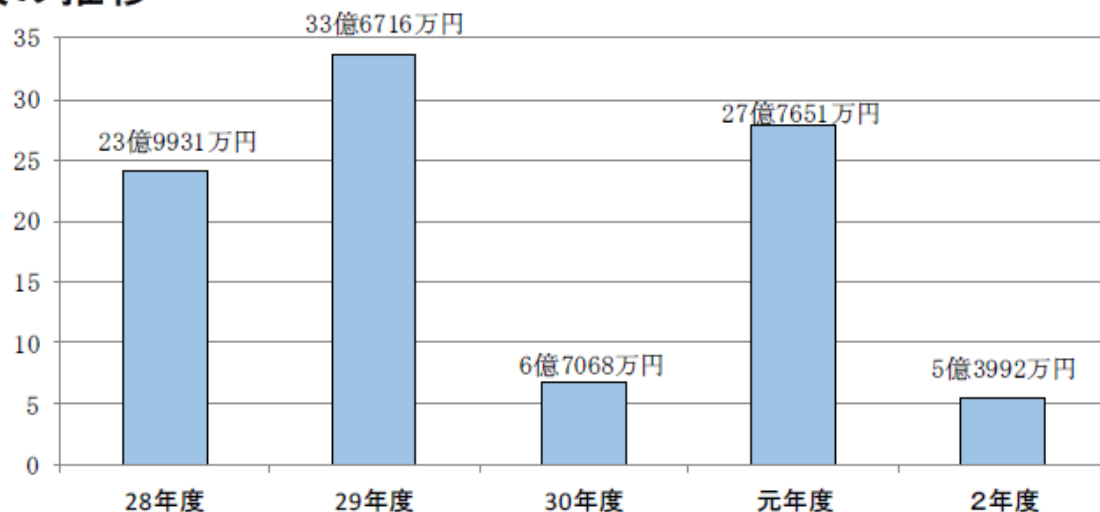
(注) ()内の数値は実体規定違反件数の合計に占める比率である。



○原状回復額の推移, 原状回復を行った親事業者数 ・原状回復を受けた下請事業者数の推移

原状回復額の推移

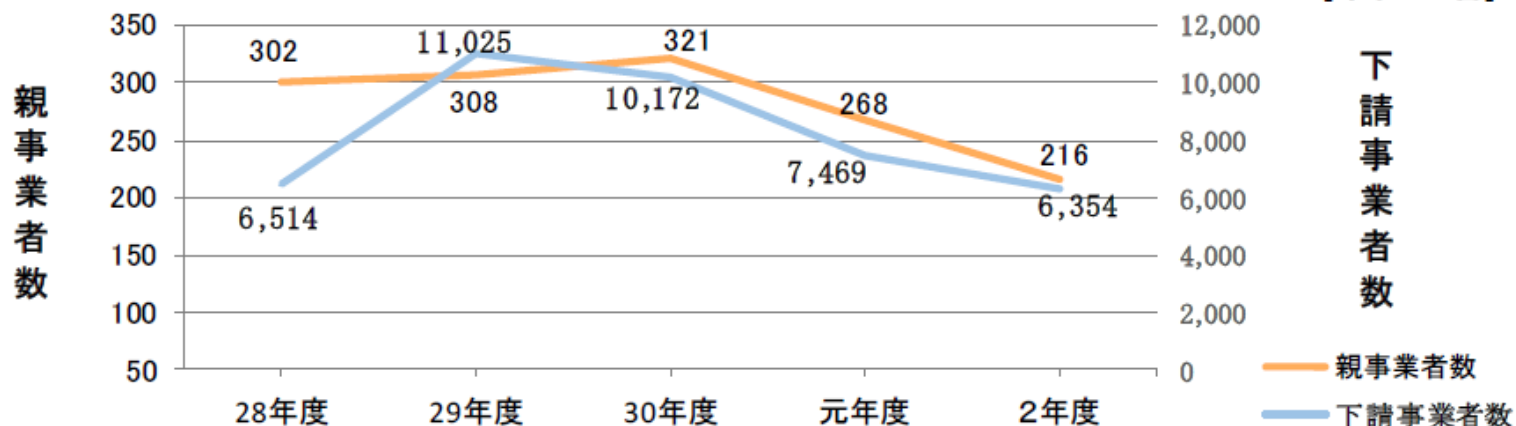
[単位：億円]



原状回復を行った親事業者数・原状回復を受けた下請事業者数の推移

[単位：名]

[単位：名]



荷主と物流事業者との取引に関する書面調査

- 物流特殊指定に照らして問題となるおそれがあると認められた644名の荷主に対して、物流事業者との取引内容の検証・改善を求める文書を発送(令和3年3月)。

主な業種		主な行為類型	
製造業	338名／53.2%	経済上の利益の提供要請	310件／42.3%
卸売業	128名／20.2%	代金の支払遅延	129件／17.6%
小売業	43名／6.8%	代金の減額	104件／14.2%

コンビニエンスストア本部と加盟店との取引等に関する実態調査 (令和2年9月2日公表)

- 24時間営業をはじめとして、これまでのコンビニエンスストア本部と加盟店との在り方を見直す動きが生じていたことなどから、大手コンビニエンスストアチェーン8社の全加盟店約5万7千店に対するアンケート調査等を実施。

調査の評価

平成以降3度目の実態調査であったが、仕入数量の強制など、コンビニエンスストア本部と加盟店の取引においては、今なお多くの取り組むべき課題があることが明らかとなった。

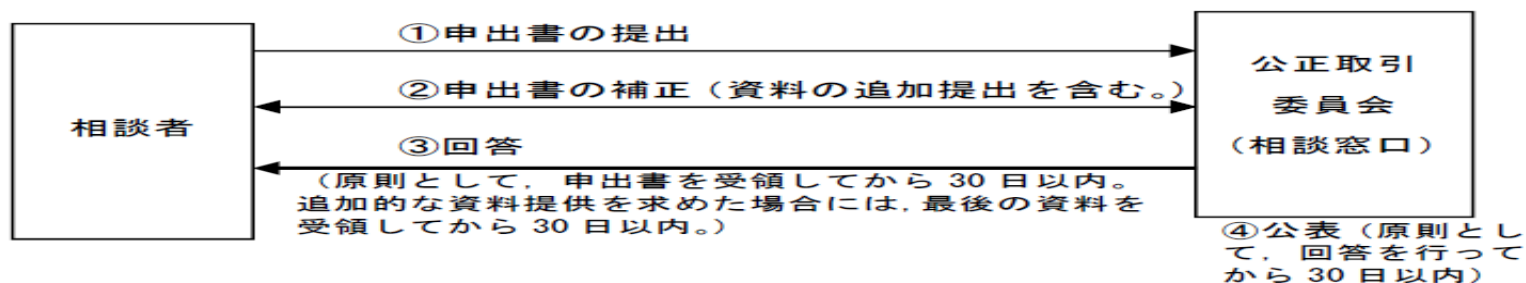
公正取引委員会の対応

- ① 本部に対する改善要請
- ② 業界団体に対する要請
- ③ フランチャイズ・ガイドラインの改正(R3.4.28公表)
- ④ 報告書等の周知
- ⑤ 違反行為に対する厳正な対処

「令和2年度における独占禁止法に関する相談事例集」(令和3年6月9日)より

(1) 事前相談制度による相談

公正取引委員会は、平成13年10月から事前相談制度を実施している。事前相談制度とは、申出の要件を満たした相談に対して書面により回答し、申出者名並びに相談及び回答の内容を原則公表するものである（事前相談制度の流れは下図を参照）。



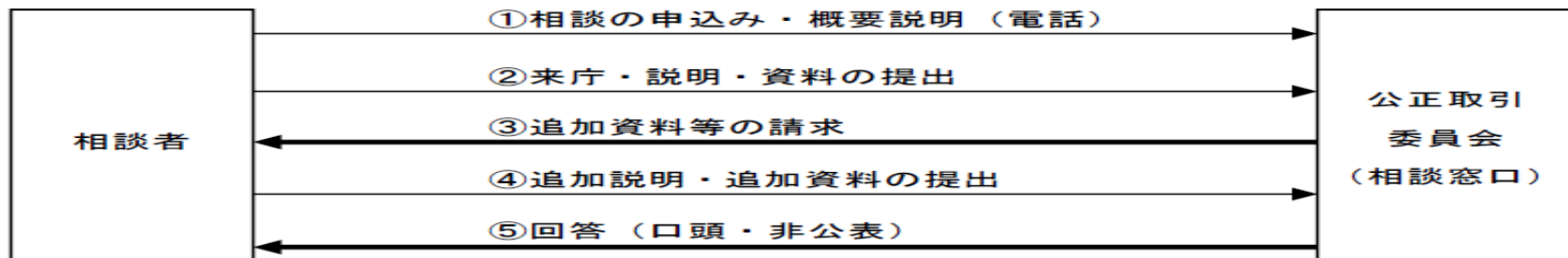
< 申出の要件 >

- 相談の対象となる行為を行おうとする事業者等からの申出であること。
- 将来自ら行おうとする行為に係る個別具体的な事実を示すこと。
- 申出者名並びに相談及び回答の内容が公表されることに同意していること。

(事前相談制度) <https://www.jftc.go.jp/soudan/jizen/index.html>

(2) 事前相談制度によらない相談

公正取引委員会は、相談者の負担軽減、相談者の秘密保持に配慮し、事前相談制度によらない相談（以下「一般相談」という。）も受け付けている。一般相談は、電話、来庁等で相談内容の説明を受け、原則として口頭で回答するもので、迅速に対応するとともに、相談内容等については非公表としている（一般相談の流れは下図を参照）。



<相談内容別件数> (企業結合に関する相談を除く。)

(単位：件)

	令和元年度	令和2年度
事前相談制度による相談	0	0
事業者の活動に関する相談	0	0
事業者団体の活動に関する相談	0	0
一般相談	2,038	2,110
事業者の活動に関する相談	1,870	1,966
○流通・取引慣行に関する相談 (うち優越的地位の濫用に関する相談)	1,623 (1,098)	1,776 (1,219)
○共同行為・業務提携に関する相談	95	76
○技術取引に関する相談	14	17
○共同研究開発に関する相談	14	9
○その他	124	88
事業者団体の活動に関する相談	168	144
合計	2,038	2,110

考 察

1. 未だ実施に至っていない取組みが対象。既に取り組みを開始した行為は対象外だが、一般相談として法解釈等の一般的な回答を求めることは可。
2. 事前相談・一般相談は完全に事業者側の任意。市場シェア、総売上額、行為態様等による義務的な相談対象類型はない。
3. 競争事業者との間で何らかの取組み(例:業務提携、技術取引、研究開発等)を行おうとする場合で、例えば目安として合計シェアが50%を超えるような場合には、事前相談・一般相談を行うことは検討に値する。
会員の合計シェアの高い事業者団体についても同様。
4. 競争事業者との取組み対象部門と販売部門との間の情報遮断措置等を講じることを提案することで、問題なしとされる例が多い。
5. 単独事業者による縦の非価格制限行為については、独禁法上問題となることは少ない。シェアが相当程度高い場合にのみ、事前相談・一般相談を行うことは検討に値する。



1 新型コロナウイルス感染症に係る活動に関する相談(3件)

事例番号	相談に係る行為の概要	関係法条 ^(注)	回答
3	医療用物資の卸売業者を会員とする団体が、医療機関からの医療用物資の供給の可否に係る照会に対し	第8条第1号(一定の取引分野における競争の実質的制限)・第4号(構成事業者の機能又は活動の不当な制限)	問題なし
	① 全ての供給可能会員を紹介すること。 ② 供給可能会員の中から1名を選定して回答すること。		問題あり

◆ 医療用物資卸売業者の協会が、備蓄用のマスク、ゴーグル、手袋等の物資が不足する医療機関に対し、供給可能な協会会員の紹介に当たり、全ての供給可能会員の紹介は問題ないが、**複数の供給可能会員の中から、協会が1名を選定して紹介することは問題。**

なぜなら、当該医療機関は、自力で他の供給可能会員を探す余裕はないので、複数の供給可能会員の中から取引先を選ぶことはできず、紹介された1社と取引する蓋然性が高い。

そうすると、**協会による1社の紹介は受注予定者の決定と同じ**であり、競争を制限する。

2 事業者の活動に関する相談（4件）

事例番号	相談に係る行為の概要	関係法条	回答
4	分析機器のメーカーが、自らが製造販売する分析機器に使用する自社製の消耗品にICチップを搭載するとともに、当該分析機器に当該ICチップの認証機能を追加する行為について、当該分析機器に他社製の消耗品が用いられた場合に	第19条（不公正な取引方法） （一般指定第10項〔抱き合わせ販売等〕・第14項〔競争者に対する取引妨害〕）	問題あり
	① 分析値が表示されないようにすること。 ② 分析値を表示させた上で「保証対象外」等の表示を行うにとどめること。		問題なし

- ◆ 分析機器の市場シェアは60%、独立系メーカーの非純正消耗品は純正品の25%安、シェアは約10%で、増加傾向。非純正品を使った場合、分析機器の品質・性能保証外（ユーザーはある程度認知。）。
- ◆ 非純正消耗品を用いたユーザーから部品の発熱、分析値異常等の報告あり。
- ◆ そこで、純正品にICチップを付けて、非純正品が使用された場合、①分析値が表示されないようにすることにより、非純正品を使用できないようにする、②分析値は表示させるが、「保証対象外」、「精度未検証」と表示させるという取組み。
- ◆ ①は、純正品を使用せざるを得ず、非純正品排除効果があり、競争者に対する取引妨害該当。
②は、「保証対象外」、「精度未検証」との表示は不合理ではない。非純正品の排除効果は小さいので、独禁法上問題とならない。



3 事業者団体の活動に関する相談（4件）

事例番号	相談に係る行為の概要	関係法条	回答
10	業務用設備メーカーを会員とする団体が、公的機関から委託を受け、当該公的機関による公表を前提に、会員が供給した製品の利用の終了に伴って発生する産業廃棄物の運搬料に係る実態調査を実施すること。	第3条（不当な取引制限）等	問題あり

◆ 原則として違反とならない事業者団体の情報活動（事業者団体ガイドライン）

「事業者団体が、需要者、構成事業者等に対して過去の価格に関する情報を提供するため、構成事業者から価格に係る過去の事実に関する概括的な情報を任意に収集して、客観的に統計処理し、価格の高低の分布や動向を正しく示し、かつ、個々の構成事業者の価格を明示することなく、概括的に、需要者を含めて提供することは、事業者間に現在又は将来の価格についての共通の目安を与えるようなことのないものに限り、独禁法上問題ない。」

◆ 本件実態調査では、収集データ数は20件程度にとどまる可能性あり。

◆ その場合、本件受託料について、主要な運搬業者の個々の金額が推測可能であって、概括的に提供されるものとはいえ、**運搬業者に対して、現在又は将来における本件受託料についての共通の目安を与えるおそれがあり、独禁法上問題あり。**



新型コロナウイルス感染拡大に関連する下請取引Q&A(抜粋)

問1

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、減産計画の策定、一部の部品の調達不能等により、やむを得ず発注した製品について受領拒否(納期の延期含む)、返品や発注の取消し、役務提供委託の発注の取消しをすることは下請法上、問題となりますか。

答

下請事業者には責任がある場合を除き、発注済みの物品等について受領拒否したり返品したりすることは、下請法上、問題となります(下請法第4条第1項第1号及び第4号)。やむを得ず、受領日が到来する前に発注の取消しを行う場合でも、仕掛品など下請事業者が生じた費用を負担しない場合には、下請事業者の利益を不当に害することとなり、不当な給付内容の変更(下請法第4条第2項第4号)として、下請法上、問題となります。

また、役務提供委託においては、受領の概念がありませんが、発注の取消しをする場合に、発注を取り消したことにより下請事業者が生じた費用を負担しないときは、下請事業者の利益を不当に害することとなり、不当な給付内容の変更(下請法第4条第2項第4号)として、下請法上、問題となります。

問2

下請取引について、今後、発注を控えたり、取引を取りやめたりすることに問題はありませんか。

答

取引停止又は大幅な取引量の減少に関しては、下請中小企業振興法(以下「振興法」という。)の規定に基づく振興基準(以下「振興基準」という。)において、継続的な取引関係にある場合に、「親事業者は、相当の猶予期間をもって予告する」旨を明記しています。このため、親事業者は、下請事業者の経営に配慮しながら、下請事業者と十分に協議して、現状の取引内容や取引条件の確認と今後の発注に係る対応を決定するよう努めてください。

問8

海外調達から国内調達への切替えや一部の事業者が過剰に部材の調達を行ったことにより、生産・調達コストが大幅に上昇しています。このため、当社は、親事業者に単価の引上げを求めましたが、協議に応じてくれず従来の単価に据え置かれています。

そのほか、親事業者の発注が、平時より流動的になり、かつ、取引条件も納期の短縮などをお願いされ、そのための対応が新たに必要となっています。このような単価の据置きは、下請法上、問題となりますか。

答

生産・調達コストが大幅に上昇した場合や納期を短縮した場合には、親事業者と下請事業者との間で十分協議を行い、その内容に応じて単価の引上げを決定することが望めます(振興基準)。コストが大幅に上昇したり、納期が短縮されたため、下請事業者が単価の引上げを求めてきたにもかかわらず、下請事業者と十分に協議することなく、一方的に単価を据え置くことは、買ったとき(下請法第4条第1項第5号)として、下請法上、問題となるおそれがあります。



「下請代金の支払手段について」中小企業庁長官・公取委事務総長連名要請(令和3. 3. 31)

要請の内容

- 1 下請代金の支払は、できる限り現金によるものとする。
- 2 手形等により下請代金を支払う場合には、当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて、下請事業者の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を親事業者と下請事業者で十分協議して決定すること。当該協議を行う際、親事業者と下請事業者の双方が、手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて具体的に検討できるように、親事業者は、支払期日に現金により支払う場合の下請代金の額並びに支払期日に手形等により支払う場合の下請代金の額及び当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストを示すこと。
- 3 下請代金の支払に係る手形等のサイトについては、60日以内とすること。
- 4 前記1から3までの要請内容については、新型コロナウイルス感染症による現下の経済状況を踏まえつつ、おおむね3年以内を目途として、可能な限り速やかに実施すること。

(注) 現在まで、公正取引委員会及び中小企業庁は、業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案して、ほぼ妥当と認められる手形期間（繊維業 90 日・その他の業種 120 日）を超える長期の手形を割引困難な手形に該当するおそれがあるとして指導してきたが、この要請に伴い、今後、おおむね 3 年以内を目途に当該期間を 60 日とすることを前提として、見直しの検討を行うこととする。



新型コロナウイルス感染症により影響を受ける個人事業主・フリーランスとの取引に関する配慮について(令和2年3月10日)

(公正取引委員会、経済産業大臣、厚生労働大臣連名の要請)

1. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止やそれに伴う需要減少等を理由に、個人事業主・フリーランスとの契約を変更する場合には、取引の相手方である個人事業主・フリーランスと十分に協議した上で、報酬額や支払期日等の新たな取引条件を書面等により明確化するなど、下請振興法、独占禁止法及び下請法等の趣旨を踏まえた適正な対応を行うこと
2. 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた個人事業主・フリーランスが、事業活動を維持し、又は今後再開させる場合に、できる限り従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うこと
3. 個人事業主・フリーランスから、発熱等の風邪の症状や、休校に伴う業務環境の変化を理由とした納期延長等の求めがあった場合には、取引の相手方である個人事業主・フリーランスと十分に協議した上で、できる限り柔軟な対応を行うこと



新型コロナウイルス感染症に関連する事業者等の取組に対する公正取引委員会の対応について(令和2年4月28日)(抄)

問 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、マスク、除菌剤等の小売価格が高騰しないよう、これらの商品について、メーカー等が小売業者に対して一定の価格以下で販売するよう指示する行為は、独占禁止法上問題となりますか。

答

- 1 メーカー等が小売業者の販売価格を拘束する行為は、正当な理由がない場合には、独占禁止法上問題となります(再販売価格の拘束)。
- 2 しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が進む中でマスクのような商品について、小売業者が不当な高価格を設定しないよう期間を限定して、メーカー等が小売業者に対して一定の価格以下で販売するよう指示する行為は、通常、当該商品の購入に関して消費者の利益となり、正当な理由があると認められるので、独占禁止法上問題とはなりません。
- 3 なお、一定の価格以下で販売するよう指示することにより、かえって商品の小売価格の上昇を招くような場合には、正当な理由があるとは認められません。

新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴うマスク等の抱き合わせ販売に係る要請について

令和2年2月27日 公正取引委員会

今般の新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴うマスク等の衛生用品の供給不足を背景に、マスク等の衛生用品の販売を行う一部の販売事業者がマスクに他の商品を抱き合わせて販売していたとの報道がありました。

公正取引委員会は、当該事業者が所属する関係業界団体に対して、商品の供給が不足しており、当該商品に代わる商品が存在しない状況の下で行われる抱き合わせ販売は、独占禁止法が禁止する不公正な取引方法(抱き合わせ販売等)につながるおそれ

があることから、今後、同様の行為を行わないよう会員企業へ周知することを要請しました。





ご清聴ありがとうございました

桃尾・松尾・難波法律事務所
アドバイザー(独占禁止法プラクティスグループ)
南部 利之

〒102-0083
東京都千代田区麹町4丁目1番地
麹町ダイヤモンドビル
電話 03-3288-2080
ファクシミリ 03-3288-2081



桃尾・松尾・難波法律事務所主催
独占禁止法プラクティス・グループ[独禁法セミナー 第4回]

押さえておきたい最新の独禁法・下請法運用のトレンド

～令和2年度の公正取引委員会による独禁法・下請法
運用状況等の公表資料を踏まえて

質疑応答編

丸ビルカンファレンス(Room4)
2021年(令和3年)7月27日(火)14:00～

桃尾・松尾・難波法律事務所
アドバイザー 南部 利之

弁護士 向 宣明



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

第1セッション

- ① 大阪ガスの件(改善措置申出による審査終了)と確約の関連
- ② IT技術の進展とコロナ禍の下での審査手法の課題

第2セッション

- ① コンプライアンス強化の観点からの自発的申出の積極活用
- ② コロナ禍での下請取引についての留意点

第3セッション

- ① 分析機器のICチップの件
- ② その他コロナ禍関連の公取委の対応



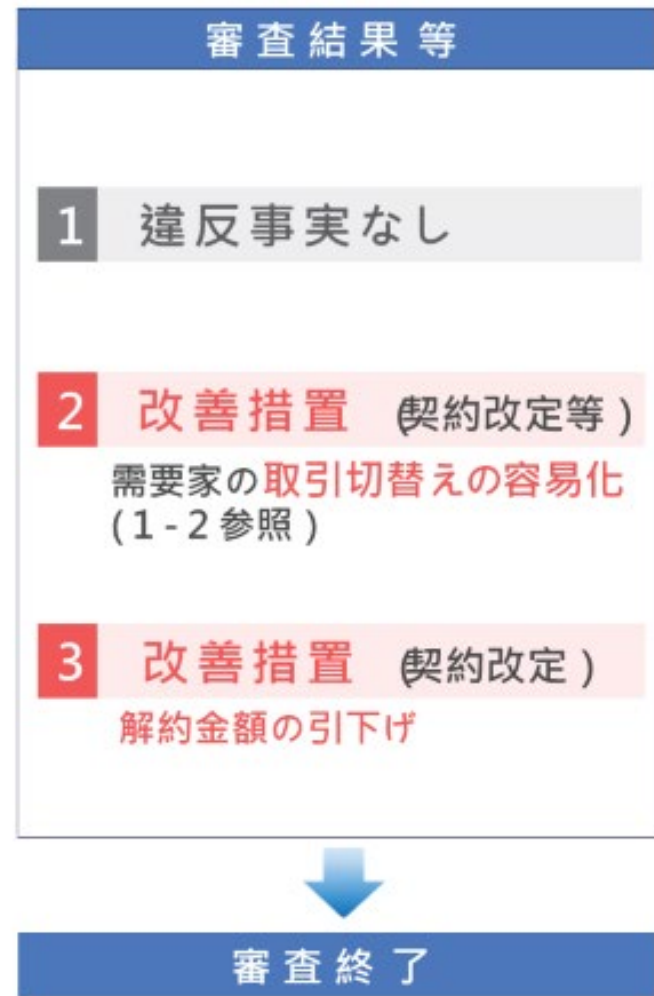
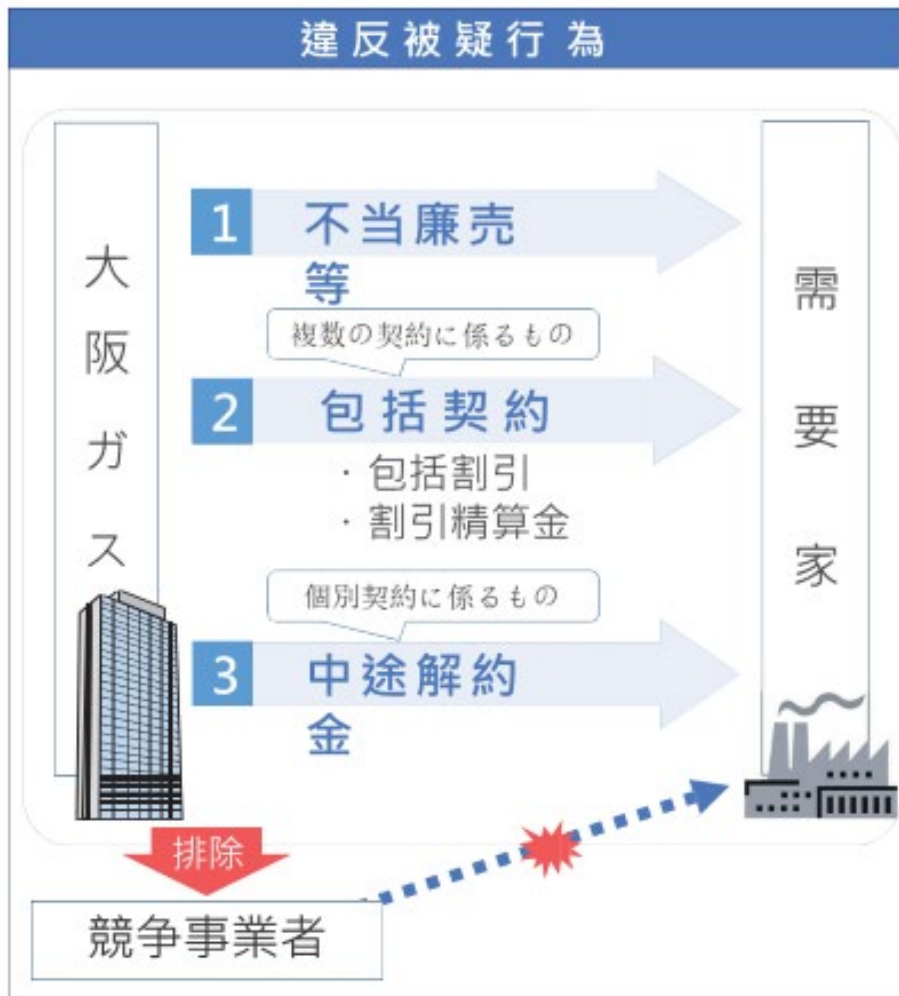
第1セッション

- ① 大阪ガスの件(改善措置申出による審査終了(報道発表資料:令和2年6月2日))と確約の関連

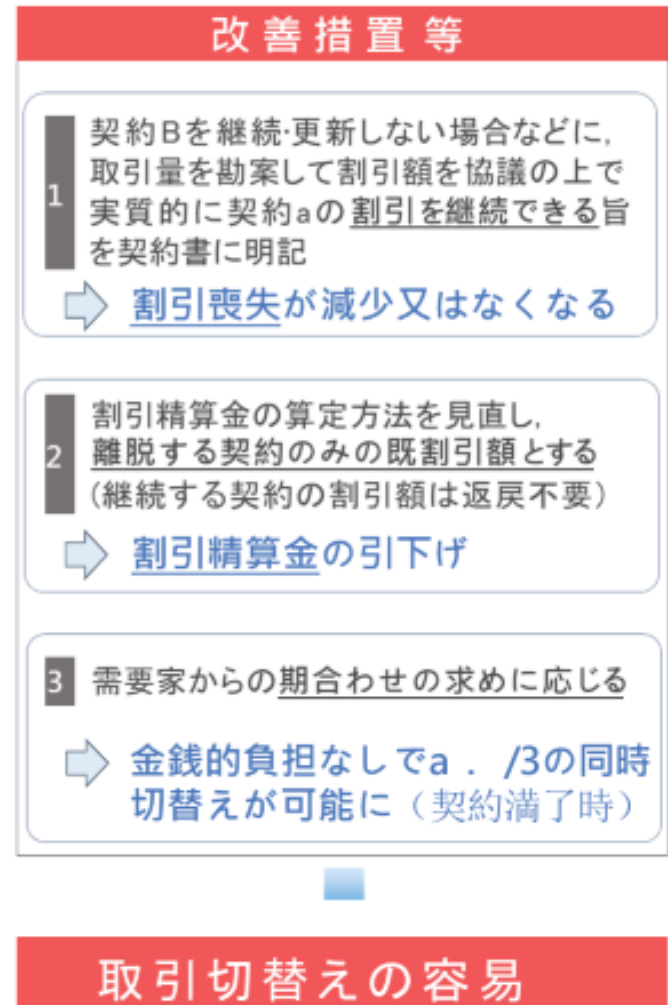
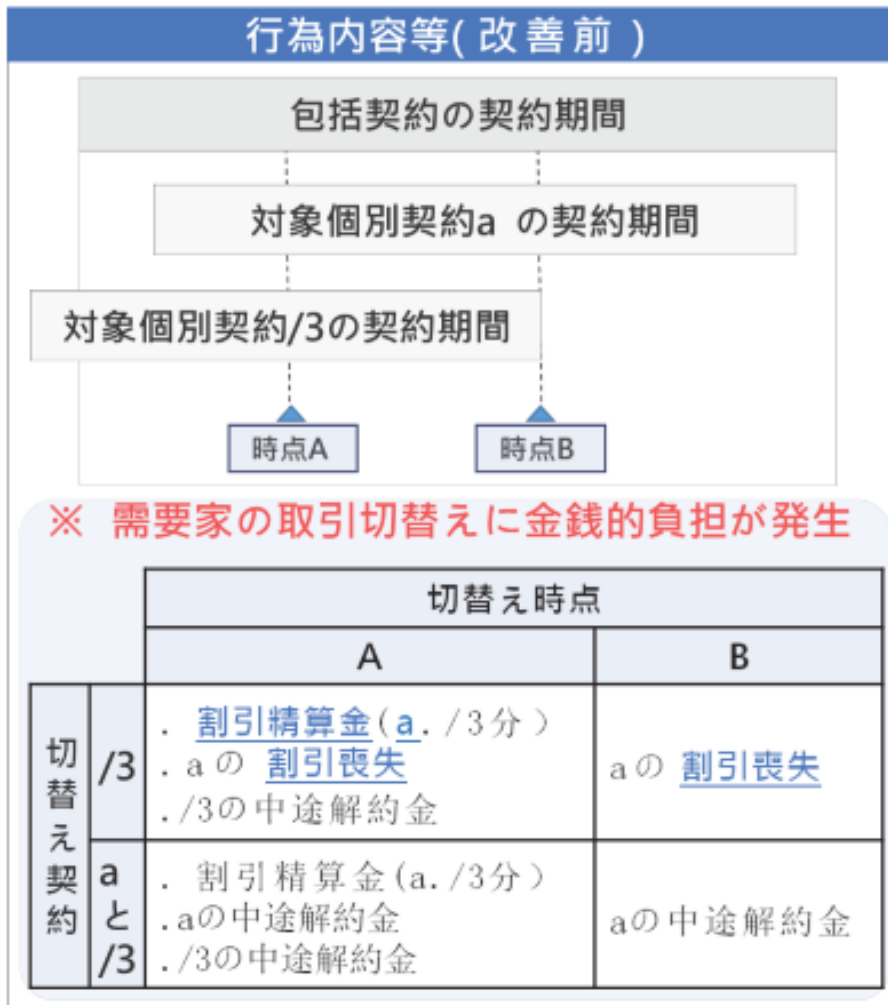


1 - 1 本件の概要

参考



1 - 2 包括契約等の概要



(2) 令和2年度における注意のうち、公表したもの

違反被疑行為	件名	概要
競争者に対する取引妨害	株式会社電通に対する件 (令和2年12月注意)	株式会社電通は、東京都に所在する持続化給付金事業の事務局において、委託先事業者のうち、当該事業の申請サポート会場運営業務の取りまとめを担当する2社に対し、特定の事業者（以下「特定事業者」という。）が家賃支援給付金事業を受注した場合、委託先事業者が特定事業者から家賃支援給付金事業の申請サポート会場運営業務を受託すれば、今後株式会社電通は当該委託先事業者と取引をしない旨を発言するとともに、当該発言の内容を他の委託先事業者に伝達するように指示した。このような株式会社電通の行為は、独占禁止法第19条（不公正な取引方法第14項【競争者に対する取引妨害】）の規定の違反につながるおそれがある。

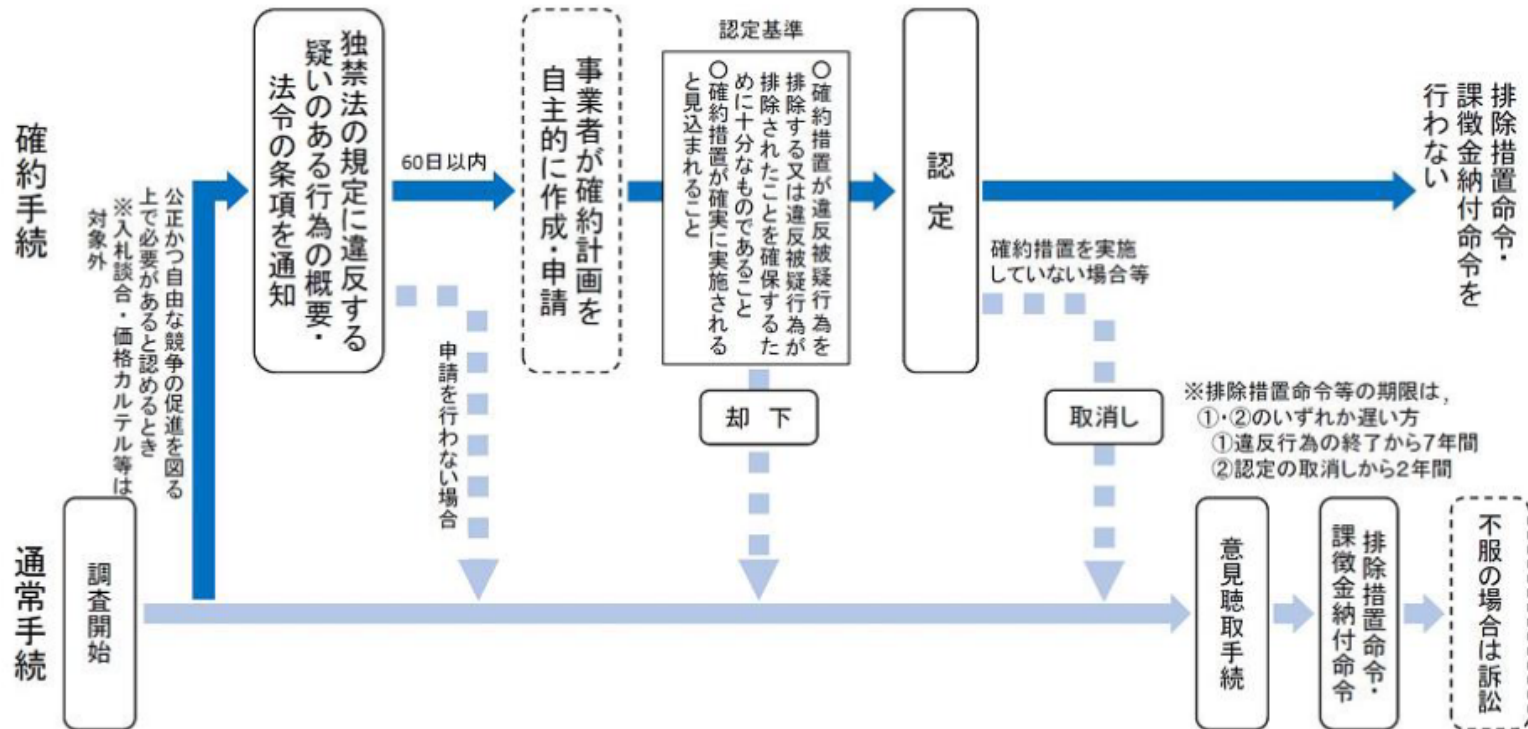
(3) 令和2年度における自発的な措置に関する公表

違反被疑行為	件名	概要
私的独占差別対価不当廉売拘束条件付取引競争者に対する取引妨害	大阪瓦斯株式会社に対する件 (令和2年6月公表)	公正取引委員会は、大阪瓦斯株式会社が、同社の供給区域における大口供給地点向けの導管を通じたガス供給分野において、 ① 供給価格を不当に低くする又は競争者との競合が生じた場合のみ低くすること ② 需要家との間で、複数の大口供給地点への供給を条件として割引を適用する旨の契約（以下「包括契約」という。）を締結し、需要家が包括契約の期間中に各供給地点向け供給契約（以下「個別契約」という。）のうち一つでも中途解約する場合は契約開始から中途解約までの間に割り引いた額の全額を返戻させる旨の条件を付すこと ③ 需要家が大口供給地点に係る個別契約を中途解約した場合、契約で定める額の金銭を支払わせる旨を取引条件とすること により、競争事業者を不当に排除している疑いがあったことから、大阪瓦斯株式会社に対し、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、①については独占禁止法に違反する行為があるとは認められなかったこと、②及び③については本件審査の過程において大阪瓦斯株式会社から契約の一部を改定するなどの申出がなされたこと等から、本件審査を終了することとした。
共同の取引拒絶	日本プロフェッショナル野球組織に対する件 (令和2年11月公表)	公正取引委員会は、日本プロフェッショナル野球組織が、「新人選手が、新人選手選択会議（以下「ドラフト会議」という。）前に12球団による指名を拒否し、又はドラフト会議での交渉権を得た球団への入団を拒否し、外国球団と契約した場合、外国球団との契約が終了してから高卒選手は3年間、大卒・社会人選手は2年間、12球団は当該選手をドラフト会議で指名しない。」との申合せにより、構成事業者である12球団に対して特定の選手との選手契約を拒絶させている疑いがあったことから、所要の審査を行ってきたところ、日本プロフェッショナル野球組織から、改善措置を自発的に講じた旨の報告があり、その内容を検討したところ、当該疑いを解消するものと認められたことから、本件審査を終了した。



- ◆ 確約計画の認定により、速やかな競争秩序の回復を実現
- ◆ 令和2年度に認定した確約計画のうち、次の3件の中には、これまでの類似事件に係る排除措置命令では命じられていない措置が盛り込まれた
 - これまでの類似事件に係る排除措置命令では命じられていない措置
 - ・ ゲンキー株式会社に対する件
 - ・ アマゾンジャパン合同会社に対する件
 - ⇒ 納入業者への返金(金銭的価値の回復)
 - ・ ビー・エム・ダブリュー株式会社に対する件
 - ⇒ 合理的な根拠に基づいた販売計画台数案の策定やディーラーとの十分な協議を経た上で合意することなどを内容とするガイドラインの策定
 - ⇒ 従業員への十分な教育の実施
 - ⇒ デイラーからの外部通報窓口の設置

独占禁止法の概要③(確約手続の流れ)



【参考1】公正取引委員会の確約手続に関する規則（平成29年1月25日公布，令和2年12月25日改定）

- 確約手続の細則について制定したもの。次のような点を規定。
 - ✓確約手続の申請に係る通知は、送達により行う。
 - ✓確約計画の認定申請は、所定の様式により提出する。
 - ✓公正取引委員会が申請の却下・認定の取消しを決定する場合、その却下・取消しの理由を決定書に記載する。

【参考2】確約手続に関する対応方針（平成30年9月26日公表，令和2年12月25日改定）

- 確約手続に係る法運用の透明性・事業者の予見可能性を確保する観点から策定したもの。次のような点を記載。
 - ✓入札談合、価格カルテル等は、確約手続の対象としない。
 - ✓確約措置の典型例として、違反被疑行為を取りやめること、コンプライアンス体制を整備すること、履行状況を報告すること等が考えられる。
 - ✓確約計画認定後に認定確約計画を公表する。

第1セッション

② IT技術の進展とコロナ禍の下での審査手法の課題



#●●●会
3人のメンバー



A 10:58

ところで、国内向けの原料価格が上昇していますね



B 11:03

はい、原料価格、上がってますね



B 11:05

値上げも考えなければいけませんね



C 11:10

当社としても値上げに向けて検討作業に入っています



A 11:12

そうですね。
そのあたりについて、来週、リモートで飲み会など、いかがでしょうか？



2



第2セッション

① コンプライアンス強化の観点からの自発的申出の積極活用



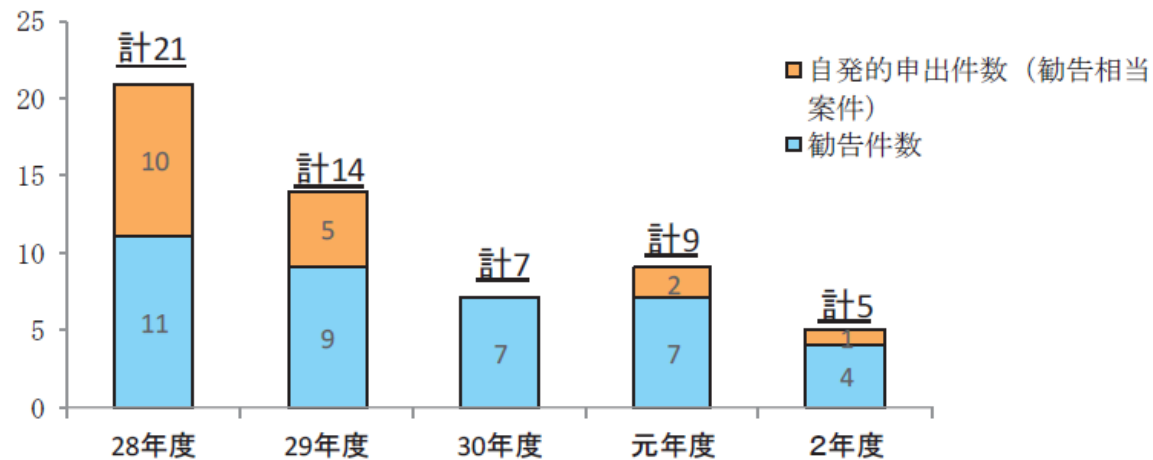
第3表 自発的な申出の件数

[単位：件]

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
61	47	73	78	24

第1図 勧告件数及び自発的な申出件数（勧告相当案件）の推移

[単位：件]



(注) 勧告を行った事件の中には、製造委託等及び役務委託等の双方において違反行為が認められたものがあるが、本図においては、当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して、件数を計上している。



[単位:件]

年度	新規着手件数(注1)				処理件数				
	書面調査	申告	中小企業庁 長官からの 措置請求	計	措置			不問	計
					勧告	指導(注2)	小計		
令和2年度	8,291	101	1	8,393	4	8,107	8,111	222	8,333
製造委託等	5,450	59	1	5,510	3	5,340	5,343	139	5,482
役務委託等	2,841	42	0	2,883	1	2,767	2,768	83	2,851
令和元年度	8,360	155	0	8,515	7	8,016	8,023	292	8,315
製造委託等	5,725	100	0	5,825	7	5,524	5,531	179	5,710
役務委託等	2,635	55	0	2,690	0	2,492	2,492	113	2,605
平成30年度	7,757	141	0	7,898	7	7,710	7,717	382	8,099
製造委託等	5,276	84	0	5,360	7	5,250	5,257	256	5,513
役務委託等	2,481	57	0	2,538	0	2,460	2,460	126	2,586

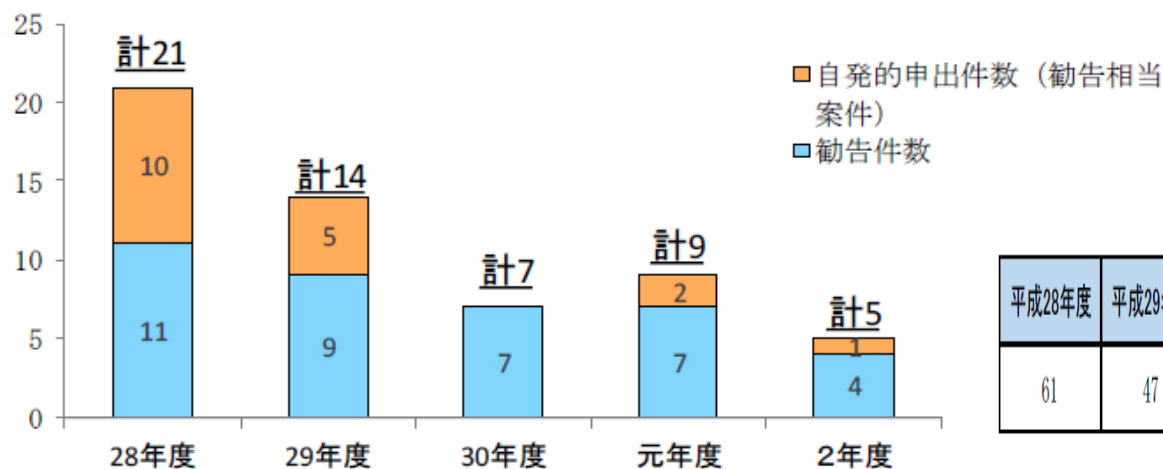
(注1)新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

(注2)指導件数には違反のおそれのある行為に対する指導件数を含む。

○勧告・指導件数等の推移

勧告件数及び自発的申出件数（勧告相当案件）の推移

[単位：件]

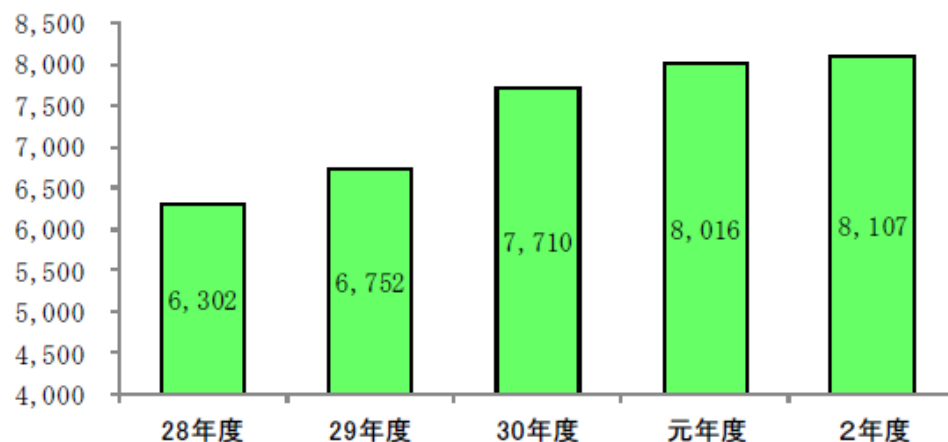


[単位：件]

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
61	47	73	78	24

指導件数の推移

[単位：件]



令和2年度における勧告事件

① (株)リーガルコーポレーションに対する件 (令和2年4月10日)	
親事業者	(株)リーガルコーポレーション (本社 千葉県)
事業内容	紳士靴, 婦人靴等の製造販売
下請取引の内容	紳士靴, 婦人靴等並びにその部材の製造
違反行為の概要 (期間)	【返品 (第4条第1項第4号)】 下請事業者から紳士靴, 婦人靴等並びにその部材 (以下「商品等」という。) を受領した後, 当該商品等に係る品質検査を行っていないにもかかわらず, 当該商品等に瑕疵があることを理由として, 下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに, 当該商品等を引き取らせていた (平成30年8月～令和元年10月)。
返品金額	下請事業者26名に対し, 総額1147万4218円

② (株)コモディイイダに対する件 (令和2年6月18日)	
親事業者	(株)コモディイイダ (本社 東京都)
事業内容	食料品, 日用雑貨品等の販売
下請取引の内容	食料品等の製造
違反行為の概要 (期間)	【下請代金の減額 (第4条第1項第3号)】 次のアからウまでの額を下請代金の額から差し引くことにより, 下請代金の額を減じていた。 ア 「リベート」 ^(注1) の額 (平成29年1月～平成30年7月) イ 「POP代」 ^(注2) の額 (平成29年1月～平成30年1月) ウ 下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際に, コモディイイダが実際に金融機関に支払う振込手数料を超える額 (平成29年1月～令和2年2月)
減額金額	下請事業者14名に対し, 総額1635万36円 【勧告前に返還済み】
備考	中小企業庁長官からの措置請求案件

(注1) 下請事業者の取り扱う商品の取引増大に努力するためとして下請代金の額に一定率を乗じて得た額を徴収したものの。

(注2) プライスカード広告の作成費用等として差し引いていたもの。



第2セッション

② コロナ禍での下請取引についての留意点



(I) 新型コロナウイルス感染症に関連する下請法違反実例（別紙2参照）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、事業活動に様々な影響が生じているところ、親事業者による受領拒否などの下請法違反となる行為が起り得ることが懸念されている。

公正取引委員会は、令和2年4月28日以降、下請法違反行為について改善指導を行った親事業者7,834名に対し、当該指導に加えて、新型コロナウイルス感染症による取引への影響について、下請事業者に対して適切な配慮をするとともに、適正な費用負担なしに一方向的に契約を変更・解除するなどの下請法違反行為を行わないよう注意喚起を行ったほか、同年6月、親事業者60,000名に対し、定期調査を行う際に、同様の注意喚起を行った。

また、公正取引委員会は、新型コロナウイルス感染症に関連する下請法違反行為について厳正に対処することとしているところ、新型コロナウイルス感染症に関連する下請法違反実例は別紙2のとおりである。



新型コロナウイルス感染拡大に関連する下請取引Q&A(抜粋)

問1

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、減産計画の策定、一部の部品の調達不能等により、やむを得ず発注した製品について受領拒否(納期の延期含む)、返品や発注の取消し、役務提供委託の発注の取消しをすることは下請法上、問題となりますか。

答

下請事業者には責任がある場合を除き、発注済みの物品等について受領拒否したり返品したりすることは、下請法上、問題となります(下請法第4条第1項第1号及び第4号)。やむを得ず、受領日が到来する前に発注の取消しを行う場合でも、仕掛品など下請事業者が生じた費用を負担しない場合には、下請事業者の利益を不当に害することとなり、不当な給付内容の変更(下請法第4条第2項第4号)として、下請法上、問題となります。

また、役務提供委託においては、受領の概念がありませんが、発注の取消しをする場合に、発注を取り消したことにより下請事業者が生じた費用を負担しないときは、下請事業者の利益を不当に害することとなり、不当な給付内容の変更(下請法第4条第2項第4号)として、下請法上、問題となります。

問2

下請取引について、今後、発注を控えたり、取引を取りやめたりすることに問題はありませんか。

答

取引停止又は大幅な取引量の減少に関しては、下請中小企業振興法(以下「振興法」という。)の規定に基づく振興基準(以下「振興基準」という。)において、継続的な取引関係にある場合に、「親事業者は、相当の猶予期間をもって予告する」旨を明記しています。このため、親事業者は、下請事業者の経営に配慮しながら、下請事業者と十分に協議して、現状の取引内容や取引条件の確認と今後の発注に係る対応を決定するよう努めてください。

問8

海外調達から国内調達への切替えや一部の事業者が過剰に部材の調達を行ったことにより、生産・調達コストが大幅に上昇しています。このため、当社は、親事業者に単価の引上げを求めましたが、協議に応じてくれず従来の単価に据え置かれています。

そのほか、親事業者の発注が、平時より流動的になり、かつ、取引条件も納期の短縮などをお願いされ、そのための対応が新たに必要となっています。このような単価の据置きは、下請法上、問題となりますか。

答

生産・調達コストが大幅に上昇した場合や納期を短縮した場合には、親事業者と下請事業者との間で十分協議を行い、その内容に応じて単価の引上げを決定することが望めます(振興基準)。コストが大幅に上昇したり、納期が短縮されたため、下請事業者が単価の引上げを求めてきたにもかかわらず、下請事業者と十分に協議することなく、一方的に単価を据え置くことは、買ったとき(下請法第4条第1項第5号)として、下請法上、問題となるおそれがあります。



「下請代金の支払手段について」中小企業庁長官・公取委事務総長連名要請(令和3. 3. 31)

要請の内容

- 1 下請代金の支払は、できる限り現金によるものとする。
- 2 手形等により下請代金を支払う場合には、当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて、下請事業者の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を親事業者と下請事業者で十分協議して決定すること。当該協議を行う際、親事業者と下請事業者の双方が、手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて具体的に検討できるように、親事業者は、支払期日に現金により支払う場合の下請代金の額並びに支払期日に手形等により支払う場合の下請代金の額及び当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストを示すこと。
- 3 下請代金の支払に係る手形等のサイトについては、60日以内とすること。
- 4 前記1から3までの要請内容については、新型コロナウイルス感染症による現下の経済状況を踏まえつつ、おおむね3年以内を目途として、可能な限り速やかに実施すること。

(注) 現在まで、公正取引委員会及び中小企業庁は、業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案して、ほぼ妥当と認められる手形期間（繊維業 90 日・その他の業種 120 日）を超える長期の手形を割引困難な手形に該当するおそれがあるとして指導してきたが、この要請に伴い、今後、おおむね3年以内を目途に当該期間を60日とすることを前提として、見直しの検討を行うこととする。



新型コロナウイルス感染症により影響を受ける個人事業主・フリーランスとの取引に関する配慮について(令和2年3月10日)

(公正取引委員会、経済産業大臣、厚生労働大臣連名の要請)

1. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止やそれに伴う需要減少等を理由に、個人事業主・フリーランスとの契約を変更する場合には、取引の相手方である個人事業主・フリーランスと十分に協議した上で、報酬額や支払期日等の新たな取引条件を書面等により明確化するなど、下請振興法、独占禁止法及び下請法等の趣旨を踏まえた適正な対応を行うこと
2. 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた個人事業主・フリーランスが、事業活動を維持し、又は今後再開させる場合に、できる限り従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うこと
3. 個人事業主・フリーランスから、発熱等の風邪の症状や、休校に伴う業務環境の変化を理由とした納期延長等の求めがあった場合には、取引の相手方である個人事業主・フリーランスと十分に協議した上で、できる限り柔軟な対応を行うこと



第3セッション

① 分析機器のICチップの件



相談事例4

...

2 相談の要旨

...

X社は、X社製分析機器甲についてX社製甲ユーザー(X社製分析機器甲の購入者をいう。以下同じ。)に対し品質・性能を保証しているが、非純正品が用いられた場合には保証の対象外としている。

また、X社は、X社製分析機器甲に非純正品が使用された場合の分析精度の検証は行っていない。

X社製甲ユーザーは、X社製分析機器甲に非純正品を使用した場合にはX社による保証の対象外となること及び当該場合の分析精度の検証が行われていないことについて、ある程度承知している。

...

3 独占禁止法上の考え方

第2の取組について

第2の取組は、X社製分析機器甲に非純正品が使用された場合に、分析値と併せて「保証対象外」・「精度未検証」の文言をディスプレイ上に表示させるものである。X社がX社製分析機器甲に非純正品が使用された場合について品質・性能の保証の対象外とすること、また、X社製分析機器甲の製造に際して非純正品の分析精度の検証を行っていないことについては、特段不合理であるとはいえない。

第2の取組では、これらの表示がなされるだけで、非純正品をX社製分析機器甲に使用することは可能である。

また、X社製甲ユーザーは、これらの表示がなされなくても、X社製分析機器甲に非純正品を使用した場合にはX社による保証の対象外となること及び当該場合の分析精度の検証が行われていないことについて、ある程度承知している。

このため、X社製分析機器甲に非純正品が使用された際にこれらの表示が行われるとしても、X社製甲ユーザーが直ちに非純正品の購入を控えるようになるとは考えにくく、X社製甲用の消耗品Aの市場において非純正品を排除する効果は小さいと考えられる。

したがって、第2の取組については、抱き合わせ販売等又は競争者に対する取引妨害として独占禁止法上問題となるものではない。

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jun/r2soudanjireihontai.pdf>



参考事例:

令和2年7月22日判決言

平成31年(ワ)第1409号 特許権侵害差止等請求事件

株式会社リコー 対 株式会社ディエスジャパン ほか

第2 事案の概要

...

2 前提事実

...

(7)原告による書換制限の内容等

ア 原告プリンタにおいては、トナーの残量が段階的に表示され、トナーが少なくなってくると「トナーがもうすぐなくなります」、「交換用のトナーがあるか確認してください。」との予告表示がされ、トナーを使い切ると、「トナーがなくなりました。」、「トナーを補給してください。」との表示がされる。

イ 原告の製造する純正品を使用した後、使用済みの原告製品にトナーを再充填して原告プリンタに装着すると、トナーの残量表示が「？」と表示され、異常が生じていることを示す黄色ランプが点滅し、「非純正トナーボトルがセットされています。」との表示がされる。この場合でも、印刷操作を行うと支障なく印刷することができるが、「トナーがもうすぐなくなります。」、「交換用トナーがあるか確認してください。」との予告表示はされず、トナーを使い切ると、「トナーがなくなりました」、「トナーを補給してください」というメッセージが出て、赤色ランプが点灯する。



第4 当裁判所の判断

…

4 争点5(権利濫用の成否)について

…

(3) トナーの残量表示を「？」とすることによる競争制限の程度について

…

ウ 本件において、原告プリンタに純正品であるトナーカートリッジを装着した場合には、トナー残量が段階的に表示されるのに対し、再生品を装着した場合には、トナーの残量表示が「？」と表示され、予告表示もされないことは、上記アのとおりである。

プリンタにとってトナー残量表示は一般的に備わっている機能であると認められるところ(弁論の全趣旨)、トナー残量が「？」と表示されると、ユーザーとしてはいつトナーが切れるかの予測がつかないことから、トナーが切れたときに備えて予備のトナーカートリッジを常時用意しておかなければならず、トナー残量の表示がされる場合に比べ、本来不必要な保守・管理上の負担をユーザーに課すこととなる。

また、プリンタに純正トナーカートリッジを装着した場合にトナー残量が「？」と表示されることは通常あり得ないことから、同表示に接したユーザーは、トナーカートリッジの再生品の品質にはやはり問題があって、プリンタのトナー残量表示機能が正常に作動していないのではないかと、あるいは、トナーカートリッジが純正品ではないことからプリンタがトナーカートリッジに記録された情報を適正に読み取ることができないのではないかなどの不安感を抱き、再生品の使用を躊躇すると考えられる。

前記のとおり、プリンタメーカーである原告自身が品質上の理由から純正品の使用を勧奨していることや、価格差にもかかわらず再生品の市場占有率が一定にとどまっていることなどに照らすと、我が国において再生品の品質に対するユーザーの信頼を獲得するのは容易ではないものと考えられる。このような状況下において、トナーの残量が「？」と表示される再生品を販売しても、その品質に対する不安や保守・管理上の負担等から、我が国のトナーカートリッジ市場においてユーザーに広く受け入れられるとは考え難い。

エ 実際のところ、我が国のトナーカートリッジ市場において、トナー残量を「？」と表示する再生品が製造、販売等されていることを示す証拠は存在しない。このことは、原告製のプリンタのうち、対応するトナーカートリッジの電子部品のメモリの書換えが可能な機種はもとより、本件書換制限措置がされている機種(C830及びC840シリーズ)についても同様である。被告らを含むリサイクル事業者が、わざわざ費用を費やして原告電子部品のメモリの書換え又は同部品の取替えを行い、トナー残量が表示されるようにした上で再生品を販売しているとの事実も、トナー残量を「？」と表示するトナーカートリッジを市場で販売したとしても、ユーザーから広く受け入れられる可能性が低いことを示しているというべきである。

オ 加えて、前記(1)ケのとおり、公的機関によるカラーレーザープリンタ用トナーカートリッジ等の入札においては、メーカーによる再生品以外の再生品について、トナーカートリッジに装着するチップの情報を、リサイクルの都度確実に書き換えることや、純正品と同等の機能を有することなどが条件とされているものがあるとの事実が認められる。これによれば、本件書換制限措置がされている原告電子部品について、被告電子部品と取り替えることなく、トナー残量が「？」と表示される再生品を製造、販売等した場合、このような条件を課す公的機関による入札において当該再生品が入札条件を満たす可能性は低いというべきである。

この点について、原告は、上記の入札条件は、あらゆる点で純正品と同等の機能を有することまで求める趣旨ではなく、又は定型的な条件にすぎずメモリの書換えが制限されていることを想定したのではないと主張する。しかし、トナー残量が正確に表示されない再生品が「純正品と同等の機能」を有するということはできず、また、電子部品のメモリの情報を確実に書き換えるという条件が定型的なものであるとしても、他の手段により電子部品のメモリの情報を書き換えた場合と同様のトナー残量表示をすることが求められる可能性が高いと考えるのが自然である。

したがって、本件書換制限措置により、被告らが官公庁等との取引を継続し得なくなることはあり得ないとの原告の主張は採用し得ない。

カ 以上のとおり、本件書換制限措置により、被告らがトナーの残量の表示が「？」であるトナーカートリッジを市場で販売した場合、被告らは、競争上著しく不利益を被ることとなるというべきである。



2 事業者の活動に関する相談（4件）

事例 番号	相談に係る行為の概要	関係法条	回 答
4	<p>分析機器のメーカーが、自らが製造販売する分析機器に使用する自社製の消耗品にICチップを搭載するとともに、当該分析機器に当該ICチップの認証機能を追加する行為について、当該分析機器に他社製の消耗品が用いられた場合に</p> <p>① 分析値が表示されないようにすること。</p> <p>② 分析値を表示させた上で「保証対象外」等の表示を行うにとどめること。</p>	<p>第19条（不公正な取引方法）</p> <p>（一般指定第10項〔抱き合わせ販売等〕・第14項〔競争者に対する取引妨害〕）</p>	<p>問題あり</p> <hr/> <p>問題なし</p>

- ◆ 分析機器の市場シェアは60%、独立系メーカーの非純正消耗品は純正品の25%安、シェアは約10%で、増加傾向。非純正品を使った場合、分析機器の品質・性能保証外（ユーザーはある程度認知。）。
- ◆ 非純正消耗品を用いたユーザーから部品の発熱、分析値異常等の報告あり。
- ◆ そこで、純正品にICチップを付けて、非純正品が使用された場合、①分析値が表示されないようにすることにより、非純正品を使用できないようにする、②分析値は表示させるが、「保証対象外」、「精度未検証」と表示させるという取組み。
- ◆ ①は、純正品を使用せざるを得ず、非純正品排除効果があり、競争者に対する取引妨害該当。
- ②は、「保証対象外」、「精度未検証」との表示は不合理ではない。非純正品の排除効果は小さいので、独禁法上問題とならない。



第3セッション

② その他コロナ禍関連の公取委の対応



現在のページ ▶ [トップページ](#) → [お知らせ](#) → [新型コロナウイルス感染症への対応のための取組に係る独占禁止法に関するQ&A](#)

新型コロナウイルス感染症への対応のための取組に係る独占禁止法に関するQ&A

このページでは、新型コロナウイルス感染症への対応に関連する質問に対する独占禁止法上の考え方を紹介しています。

なお、この考え方に関し、お問い合わせがあれば、公正取引委員会取引部相談指導室において対応いたしますので、併せて御連絡いたします。

問

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、マスク、除菌剤等の小売価格が高騰しないよう、これらの商品について、メーカー等が小売業者に対して一定の価格以下で販売するよう指示する行為は、独占禁止法上問題となりますか。

答

- 1 メーカー等が小売業者の販売価格を拘束する行為は、正当な理由がない場合には、独占禁止法上問題となります(再販売価格の拘束)。
- 2 しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が進む中でマスクのような商品について、小売業者が不当な高価格を設定しないよう期間を限定して、メーカー等が小売業者に対して一定の価格以下で販売するよう指示する行為は、通常、当該商品の購入に関して消費者の利益となり、正当な理由があると認められるので、独占禁止法上問題とはなりません。
- 3 なお、一定の価格以下で販売するよう指示することにより、かえって商品の小売価格の上昇を招くような場合には、正当な理由があるとは認められません。

※令和2年4月24日、記載内容を一部修正しました。

問い合わせ先

公正取引委員会事務総局取引部相談指導室
電話 03-3581-5481(直通)

お知らせ

- ▶ [インターネット回線の常時暗号化対応について](#)
- ▶ [公正取引委員会からの受託調査を装った悪質行為に御注意下さい。](#)
- ▶ [公正取引委員会を装った不審なメールに御注意ください。](#)
- ▶ [消費税転嫁に関する調査を装った悪質行為にご注意下さい](#)
- ▶ [FirefoxでのPDF文書の閲覧について](#)
- ▶ [公正取引委員会を装った不審な電話・携帯サイトなどにご注意！](#)
- ▶ [消費税転嫁対策に関するお知らせ](#)

新型コロナウイルス感染症により影響を受ける個人事業主・フリーランスとの取引に関する配慮について(令和2年3月10日)

(公正取引委員会、経済産業大臣、厚生労働大臣連名の要請)

1. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止やそれに伴う需要減少等を理由に、個人事業主・フリーランスとの契約を変更する場合には、取引の相手方である個人事業主・フリーランスと十分に協議した上で、報酬額や支払期日等の新たな取引条件を書面等により明確化するなど、下請振興法、独占禁止法及び下請法等の趣旨を踏まえた適正な対応を行うこと
2. 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた個人事業主・フリーランスが、事業活動を維持し、又は今後再開させる場合に、できる限り従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うこと
3. 個人事業主・フリーランスから、発熱等の風邪の症状や、休校に伴う業務環境の変化を理由とした納期延長等の求めがあった場合には、取引の相手方である個人事業主・フリーランスと十分に協議した上で、できる限り柔軟な対応を行うこと



新型コロナウイルス感染症に関連する事業者等の取組に対する公正取引委員会の対応について(令和2年4月28日)(抄)

問 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、マスク、除菌剤等の小売価格が高騰しないよう、これらの商品について、メーカー等が小売業者に対して一定の価格以下で販売するよう指示する行為は、独占禁止法上問題となりますか。

答

- 1 メーカー等が小売業者の販売価格を拘束する行為は、正当な理由がない場合には、独占禁止法上問題となります(再販売価格の拘束)。
- 2 しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が進む中でマスクのような商品について、小売業者が不当な高価格を設定しないよう期間を限定して、メーカー等が小売業者に対して一定の価格以下で販売するよう指示する行為は、通常、当該商品の購入に関して消費者の利益となり、正当な理由があると認められるので、独占禁止法上問題とはなりません。
- 3 なお、一定の価格以下で販売するよう指示することにより、かえって商品の小売価格の上昇を招くような場合には、正当な理由があるとは認められません。

新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴うマスク等の抱き合わせ販売に係る要請について

令和2年2月27日 公正取引委員会

今般の新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴うマスク等の衛生用品の供給不足を背景に、マスク等の衛生用品の販売を行う一部の販売事業者がマスクに他の商品を抱き合わせて販売していたとの報道がありました。

公正取引委員会は、当該事業者が所属する関係業界団体に対して、商品の供給が不足しており、当該商品に代わる商品が存在しない状況の下で行われる抱き合わせ販売は、独占禁止法が禁止する不公正な取引方法(抱き合わせ販売等)につながるおそれ

があることから、今後、同様の行為を行わないよう会員企業へ周知することを要請しました。



当事務所における 近時の対応案件/中心に対応している弁護士 等

独占禁止法関連

- 国内外の行政・刑事違反事件調査対応、不服申立て対応、関連する自主的社内調査対応（課徴金減免申請、司法取引等の手続対応を含む）、事後的な法令遵守の維持向上のための措置・活動対応
- M&A・業務提携等に関する分析検討、企業結合規制手続対応
- 流通戦略、知財戦略等に基づく取引先との契約交渉、締結・履行等に際しての分析検討
- 他事業者による違反事案対応（公正取引委員会に対する申告、民事提訴等）

セミナー開催／社内研修講師

M&Aにおける対象会社の独占禁止法リスクの検証

コーポレート法務関連

- 有事対応に関する事後検証（再発防止策、役員責任等）
- コンプライアンス体制・内部統制システム整備
- 適時開示対応

特殊な事業分野の独占禁止法適用除外

契約法務関連

- 不公正な取引方法、下請法対応

広告審査

- 景表法対応

パートナー



向 宣明

MUKAI, Nobuaki

国内外のカルテル事案や流通戦略に基づく取引行為・その他事業活動に対する独占禁止法違反（行政・刑事）の嫌疑の調査／国内外の事業提携や企業結合審査案件／第三者委員会の委員就任など、有事対応への事後検証や再発防止体制の立案策定／同法違反に起因する民事責任を巡る係争対応 等。
2016年2月～17年3月：公正取引委員会「独占禁止法研究会」会員（裁量型課徴金制度を含む課徴金制度の在り方について）。／19年7月～競争法フォーラム常務理事・事務局長／20年9月～日本弁護士連合会司法制度調査会・商事経済部会副会長（独禁法関連担当）



森口 倫

MORIGUCHI, Rin

弁護士登録以来、談合・カルテル事件について、リニエンシー・取消訴訟等を常に手掛けるほか、企業結合・事業提携に関する業務も取り扱う。談合・カルテル等の企業不祥事を含む事件処理や役員責任に関する相談も数多く経験している。金融庁への出向経験を有しており、企業開示や取引所関連の相談にも対応する。
2009年4月～10年9月：金融庁総務企画局市場課専門官
第一東京弁護士会総合法律研究所会計・監査制度研究部会副会長、同金融商品取引法研究部会員



杉本 亘雄

SUGIMOTO, Nobuo

弁護士登録以降、数多くの国内外の企業に対して、談合・カルテル調査、国内外の企業結合審査、流通・販売政策や業務提携、知的財産権のライセンスに関する助言等を行っている。プラットフォームエンジニアリング、製薬、医療機器といった取引分野に精通し、コーポレートガバナンスや人事政策に関する相談にも常時対応している。国内金融機関法務部や公共設備エンジニアリング企業法務部への出向経験も有する。



小林 崇

KOBAYASHI, Takashi

98年4月 - 05年3月ソニー株式会社勤務（法務部、知的財産渉外部他）
競争法フォーラム会員、第一東京弁護士会総合法律研究所独禁法研究部会員、同知的所有権法部会員 国内外の数多くのカルテル・談合事案に携わり、主にリニエンシーを含む当局対応や民事賠償対応を手掛ける。クロスボーダーの企業結合や不正な取引方法に関する案件の他、景表法、下請法等に関する案件についても日常的にアドバイスを行っている。

アドバイザー



南部 利之

NAMBU, Toshiyuki

82年4月公正取引委員会事務局入局／19年7月審査局長を最後に公正取引委員会事務局退官の後、同年12月桃尾・松尾・難波法律事務所入所／04年4月～07年6月官房国際課長として、また11年8月～16年6月官房審議官（国際担当）として海外競争当局等とのバイ・マルチの業務を統括／11年1月～8月審査局犯則審査部長として犯則事件を統括／02年7月～2004年4月取引部消費者取引課長として景品表示法行政を担当

アソシエイト



石川 由佳子

ISHIKAWA, Yukako

国内金融機関法務部、公共設備エンジニアリング事業者法務部、海外ファッションブランド事業者法務部への出向経験がある。第一東京弁護士会総合法律研究所独禁法研究部会員。
国内外カルテル事案のほか、契約法務に関連して、不正な取引方法に関するアドバイスや下請法、景表法等に関する相談にも様々な対応している。



田中 翔

TANAKA, Sho

競争法フォーラム会員
国内外のカルテル・談合に関するリニエンシー申請、民事賠償対応等に携わる。デジタル・プラットフォーム分野を含む独禁法に関する相談や、景表法・下請法に関する相談にも日常的に対応している。刑事専門事務所在籍した経歴があり、経済事件を含む刑事事件に関する豊富な経験を有する。



橘川 裕樹

KIKKAWA, Hiroki

第二東京弁護士会経済法研究会会員
外資系法律事務所在籍時より、国内外の企業結合事案やカルテル・談合事案に従事。労働法案件を数多く手掛け、従業員による企業不祥事事案において助言を行うほか、日常的に、景表法や下請法等に関する助言も行っている。